函館市の景観行政検証報告書

平成３０年２月

函館市

30

20

10

目次

はじめに.....1

1　検証の目的.....1

2　検証の方法.....2

第１章　現況の整理.....3

第１節　社会状況の変化.....4

第２節　景観行政の経過.....7

第３節　都市景観に対する市民意識.....8

第４節　都市景観形成地域の町並みの変化.....14

第２章　都市景観形成地域景観形成計画の検証.....25

第１節　計画概要.....26

第２節　施策の検証.....30

第３節　基本目標の検証.....59

第３章　函館市都市景観形成基本計画の検証.....63

第１節　計画概要.....64

第２節　施策の検証.....67

第３節　基本方針の検証.....104

第４章　検証結果.....107

第１節　検証結果のまとめ.....108

第２節　今後の景観づくりの方向性.....114

参考.....117

はじめに

１　検証の目的

本市では，昭和６３年度に西部地区を対象とする「函館市西部地区歴史的景観条例」を施行し，行政，市民，事業者が一体となって，自然と歴史にはぐくまれた，函館らしい都市景観の形成を図り，個性豊かで快適なまちづくりを進めていくため，条例に基づく各種施策を展開し，西部地区の歴史的な町並みの保全・形成に努めてきた。

また，その後，景観の価値に対する意識の高まりなどを受けて，平成７年度には，市内全域を対象とした「函館市都市景観条例」へと移行し，大規模な建築物等の景観誘導などの各種施策も展開してきたところである。

都市景観は，長い年月をかけて，社会的な影響や効果が複合的に積み重なって形成されていくものであるが，本市においては，人口減少や少子高齢化が進んだ社会となり，都市構造への影響や，空家の増加にみられるように地域の空洞化も目立ちはじめ，景観的な変化も顕在化してきている状況にある。

このため，こうした良好な都市景観形成の重要性と地域を取り巻く環境の変化などを踏まえた，今後の景観行政の方向性を検討するため，景観条例制定から３０年の節目を契機として，これまで取り組んできた各種施策の効果や課題について検証するものである。

2　検証の方法

景観条例制定前の昭和６０年代から現在までの社会状況や町並みの変化などの現況を整理し，昭和６３年度に策定した「函館市西部地区歴史的景観地域景観形成基本計画（現在の「都市景観形成地域景観形成計画」。以下，「都市景観形成地域景観形成計画」という。）」および平成７年度に策定した「函館市都市景観形成基本計画」で定めた事項に基づいて実施してきた景観施策を中心に検証し，今後の景観づくりの方向性を定める。

【検証フロー図】

第１章
現況の整理

第１節　社会状況の変化
第２節　景観行政の経過
第３節　都市景観に対する市民意識
第４節　都市景観形成地域の町並みの変化

第２章
都市景観形成地域景観形成計画の検証

第１節　計画概要
第２節　施策の検証
第３節　基本目標の検証

第３章
函館市都市景観形成基本計画の検証

第１節　計画概要
第２節　施策の検証
第３節　基本方針の検証

第４章
検証結果

第１節　検証結果のまとめ
第２節　今後の景観づくりの方向性

第１章　現況の整理

第１節　社会状況の変化

１　人口等

本市の人口は，昭和５５年から減少を続けており，特に都市景観形成地域に指定されている西部７町（船見町，弥生町，弁天町，大町，末広町，元町，豊川町）の人口は，昭和６０年から約半減（▲7,201 人）し，著しく減少している。

世帯数は，全市では増加しているが，西部７町では昭和６０年から約３２％減少しており，一世帯当たりの世帯人員も約２．７８人から１．９８人と大きく減少している。

また，６５歳以上の高齢者数は，人口減少とは逆に増加し，高齢化率が全市では３０％を超えており，西部７町では約４０％と，全市と比べ高率となっている。

人口の推移

人口		昭和 60 年（1985 年）	平成 7 年（1995 年）	平成 17 年（2005 年）	平成 27 年（2015 年）
全市	（人）	342,540	318,308	294,264	265,979
	増減率（対 S60）	－	0.93	0.86	0.78
西部７町	（人）	14,074	10,278	8,512	6,873
	増減率（対 S60）	－	0.73	0.60	0.49

（国勢調査）

世帯数・一世帯当たり世帯人員の推移

世帯数		昭和 60 年（1985 年）	平成 7 年（1995 年）	平成 17 年（2005 年）	平成 27 年（2015 年）
全市	（世帯）	116,977	125,189	128,411	123,950
	増減率（対 S60）	－	1.07	1.10	1.06
	一世帯当たり世帯人員（人/世帯）	2.88	2.51	2.10	2.14
西部７町	（世帯）	5,056	4,396	4,418	3,476
	増減率（対 S60）	－	0.86	0.87	0.68
	一世帯当たり世帯人員（人/世帯）	2.78	2.34	1.92	1.98

（国勢調査）

６５歳以上の高齢者数・高齢化率の推移

高齢者数		昭和 60 年（1985 年）	平成 7 年（1995 年）	平成 17 年（2005 年）	平成 27 年（2015 年）
全市	（人）	36,644	52,607	70,459	85,931
	高齢化率	10.7%	16.5%	23.9%	32.3%
西部７町	（人）	2,184	2,450	2,706	2,744
	高齢化率	15.5%	23.8%	31.8%	40.1%

（国勢調査）

（注）平成７年以前の人口等については，現在の市域に組み替えた内容としている。

2　市街地の状況

市域は，昭和６３年時点で約３４８ｋm^2であったが，東部４町村の地域が平成１６年（2004年）に加わり，現在では約６７８ｋm^2となっている。

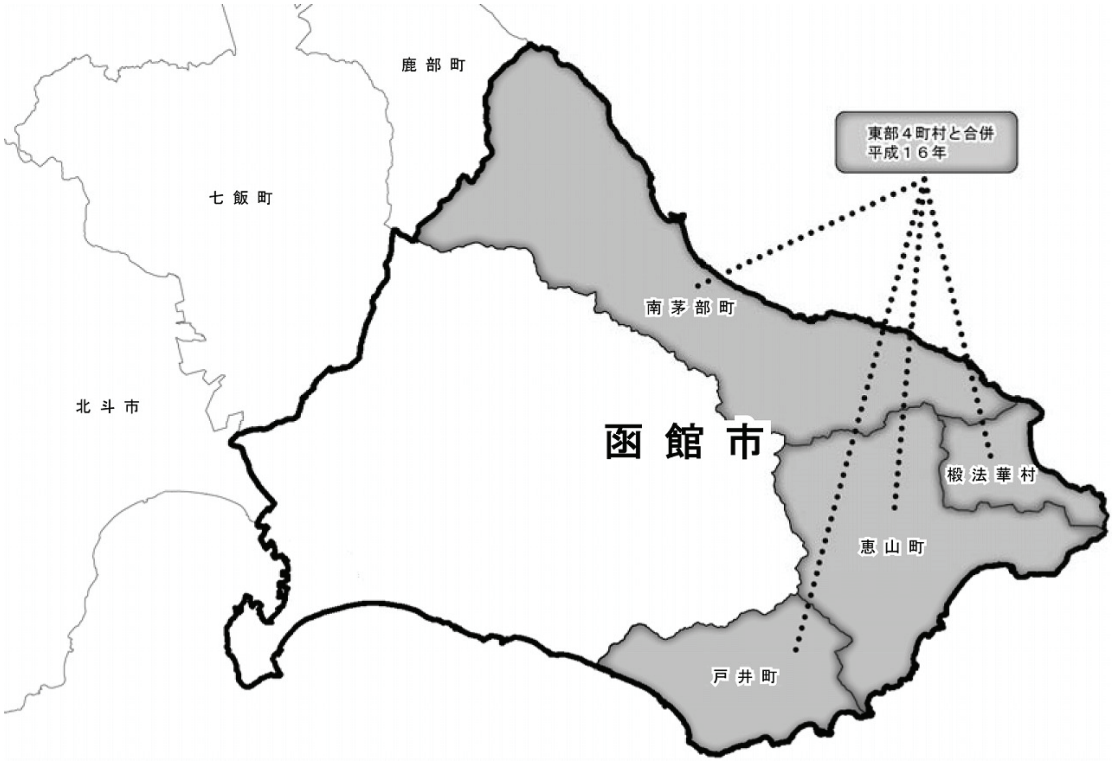

市域の拡大とともに，市街地の拡大も行われてきたが，人口および世帯数の減少に伴い，空家の割合が多くなっている。

空家数と空家率の推移　（単位：戸）

空家数		平成15年（2003年）	平成20年（2008年）	平成25年（2013年）	平成28年（2016年）
全市		20,640	25,080	22,530	－
	空家率	15.4%	16.9%	15.6%	－
西部７町		154	136	234	237

（全市：各年住宅・土地統計調査）
（西部７町：都市建設部調査）

3　観光・経済

本市を訪れる観光客数は，昭和６０年度当時は，年間約２７０万人であったが，赤レンガ倉庫群があるベイエリアの拠点整備などを機に，平成に入ってから急激に観光客数が増加し，平成28年度には，新幹線開業による効果も伴い年間約５６０万人が来函している。

また，観光アンケート調査によると，函館を訪れる観光客のほとんどが，ウォーターフロントや歴史的建造物が建ち並ぶ元町周辺を訪れている。

年間観光入込客数の推移

（単位：千人）

	昭和 60 年度（1985 年度）	平成 7 年度（1995 年度）	平成 17 年度（2005 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
年間観光入込客数	2,729	4,930	4,843	5,607
増減率(対 S60)	－	1.81	1.77	2.05

（来函観光入込客数推計）

函館の観光ポイントで行った場所または行く予定の場所

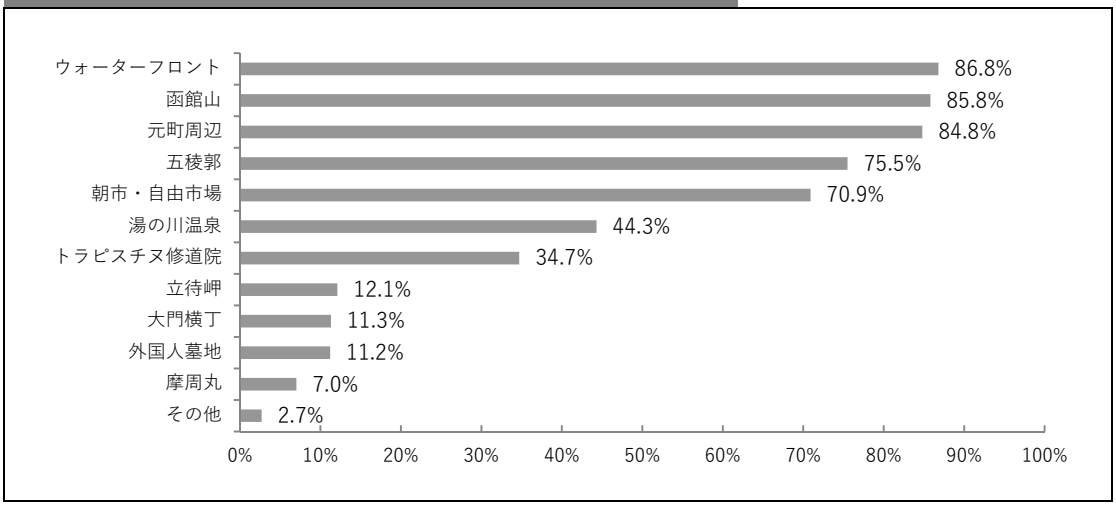

（平成 27 年度　観光アンケート調査）

函館を選んだ理由

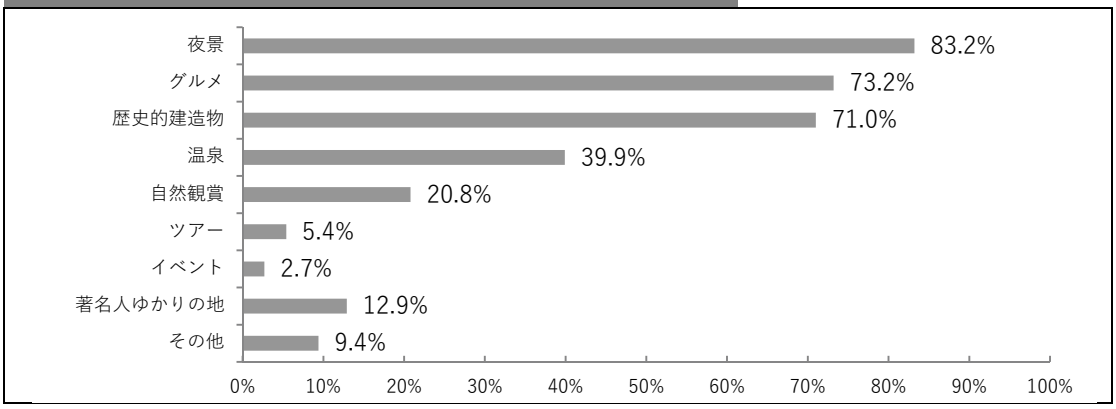

（平成 27 年度　観光アンケート調査）

第２節　景観行政の経過

本市では，西部地区の歴史的景観を市民共有の財産として，後世に引き継いでいくことを目的に，昭和６３年度に「函館市西部地区歴史的景観条例」を施行し，西部地区の歴史的な町並みの保全に努め，平成７年度には，市内全域を対象とした「函館市都市景観条例」へと移行し，大規模な建築物等の景観誘導など各種施策を推進してきた。

これまでの景観行政の経過

年 度	事 項
昭和 57･58	函館市西部地区伝統的建造物群調査
昭和 58	函館市西部地区住環境整備調査
昭和 63	函館市西部地区歴史的景観条例施行 歴史的景観地域（約 120ha）の指定，景観形成基準の設定 函館市西部地区歴史的景観地域景観形成基本計画の策定 伝統的建造物群保存地区（約 14.5ha）の指定 伝統的建造物群保存地区保存計画の策定 景観形成指定建築物等に係る保全基準の設定 景観形成指定建築物等の指定 函館市歴史的地区環境整備街路事業調査報告書の作成
平成 03	函館市都市景観構成要素調査の実施
平成 04	都市景観市民アンケート調査の実施 函館市都市景観形成基本計画調査の実施 函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例施行
平成 05	函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行
平成 07	函館市都市景観条例施行 函館市都市景観形成基本計画の策定 都市景観の形成のための誘導に係る基準の設定
平成 08	公共空間のあり方についての指針の策定
平成 09	パブリックアート設置の基本的考え方策定
平成 17	函館市屋外広告物条例施行
平成 20	函館市景観計画の策定
平成 24	景観形成街路沿道区域の指定 広告景観整備地区の指定 景観デザイン指針の策定
平成 25	景観登録建築物の登録
平成 27	函館市景観整備機構の指定

第３節　都市景観に対する市民意識

景観に対する市民意識や，景観施策の認知状況等を把握し，今後の景観まちづくりに反映するため，北海道教育大学との協働により平成２９年２月に「函館市の景観と暮らしに関する市民アンケート調査」を実施した。

調査項目は，市民意識の変化を把握する必要があることから，平成４年度に実施した「都市景観市民アンケート調査」を基本とした。

1　調査の内容

(1)調査地域　　函館市全域
(2)調査対象　　函館市内に居住する満 18 歳以上の男女
(3)調査数　　1,000 人
(4)抽出方法　　無作為抽出法
（市内を６区域に区分し, その調査対象者数の人口比率が同率になるように設定）
(5)調査方法　　調査票を郵送し，返信用封筒で回収
(6)調査期間　　平成２９年２月１３日～２月２８日
(7)回答数　　４３６票（回答率：４３．６％）

2　調査区域の設定

・　函館市都市計画マスタープランにおける区分を採用

3　調査結果

ｎ＝サンプル数

函館について

あなたは函館のまちが好きですか。（１つ選択）

【問１】

（H28）ｎ=424：（H04）ｎ=607

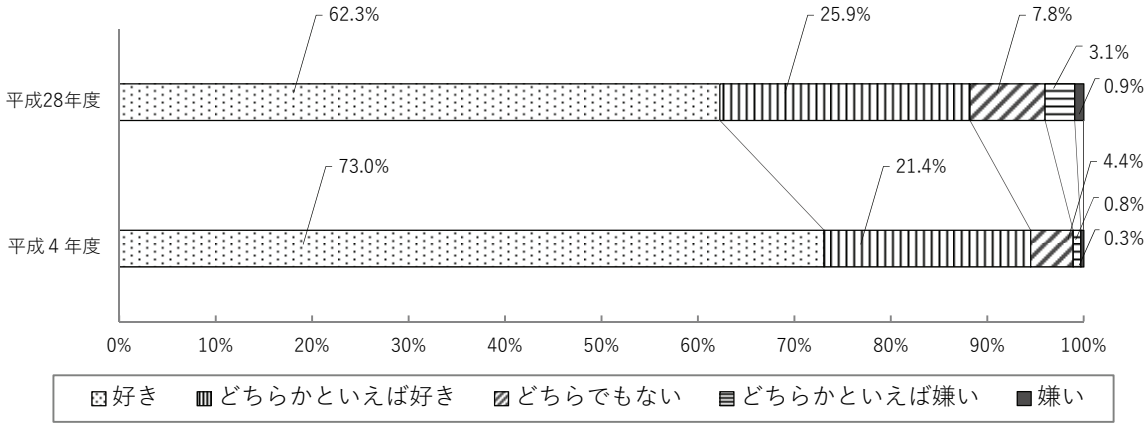

回答者の約９割が「好き」「どちらといえば好き」としていることから，市民のまちに対する好感度は極めて高いものとなっているが，前回調査と比較すると低減している。

あなたは函館を美しいまちだと思いますか。（１つ選択）

【問２】

（H28）ｎ=405：（H04）ｎ=609

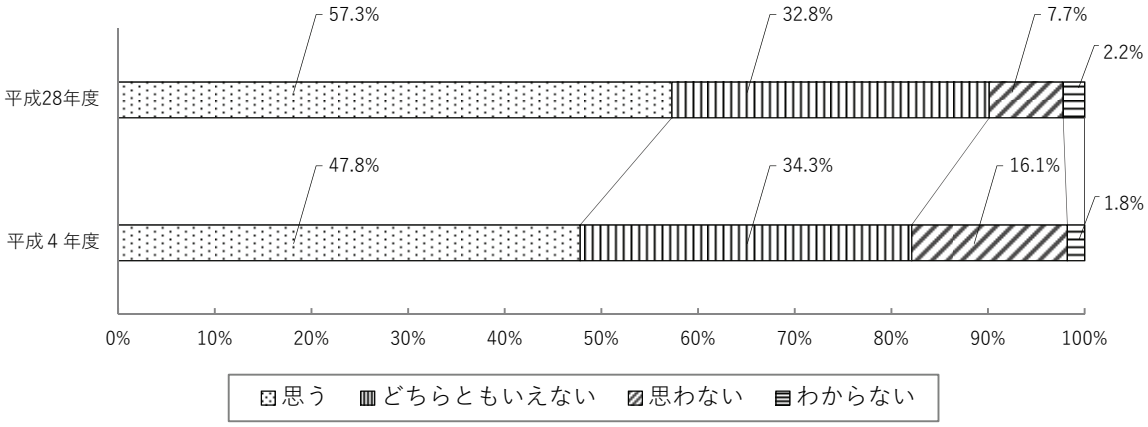

回答者の約６割が「函館を美しいまち」だと思っており，前回調査と比較して，１０ポイント上昇している。

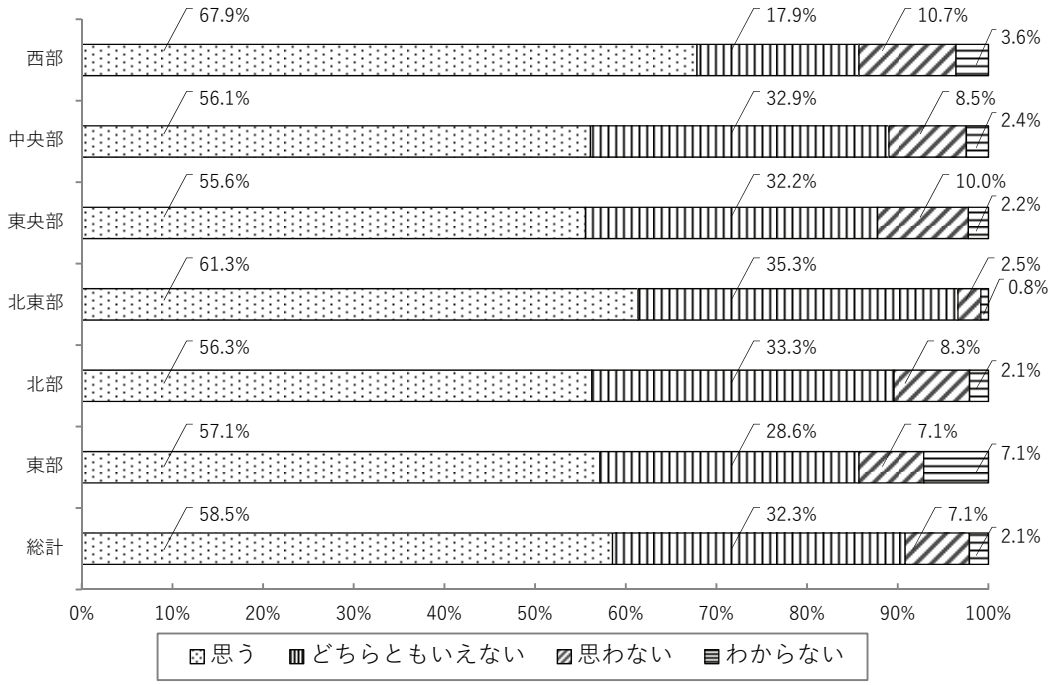

回答者の意識を地区別でみると，都市景観形成地域を含む西部地区の居住者の約７割が「函館を美しいまち」だと思うとしており，全市平均を１０ポイント上回っている。

函館の景観について

函館の景観は以前(約２０年前)と比べてどうなったと思いますか。（１つ選択）

【問７】
ｎ＝422

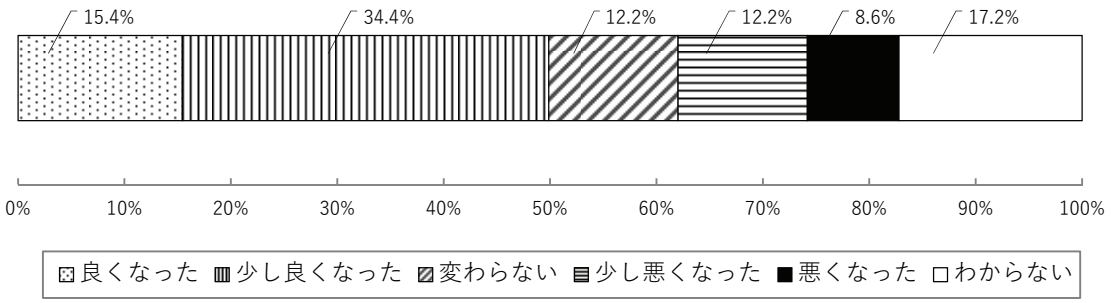

函館の景観の変化に対しては，約半数が「良くなった」「少し良くなった」としている一方で，約２割が「悪くなった」「少し悪くなった」としており，景観改善の取組の必要性がうかがえる。

函館のまち並みや景観でよいと思うところを選んでください。（３つ以内選択）

【問３】

ｎ＝419

今後、まち並みや景観を積極的に保全したり、整備したりした方がよいと思うところを選んでください。（３つ以内選択）

【問４】

ｎ＝414

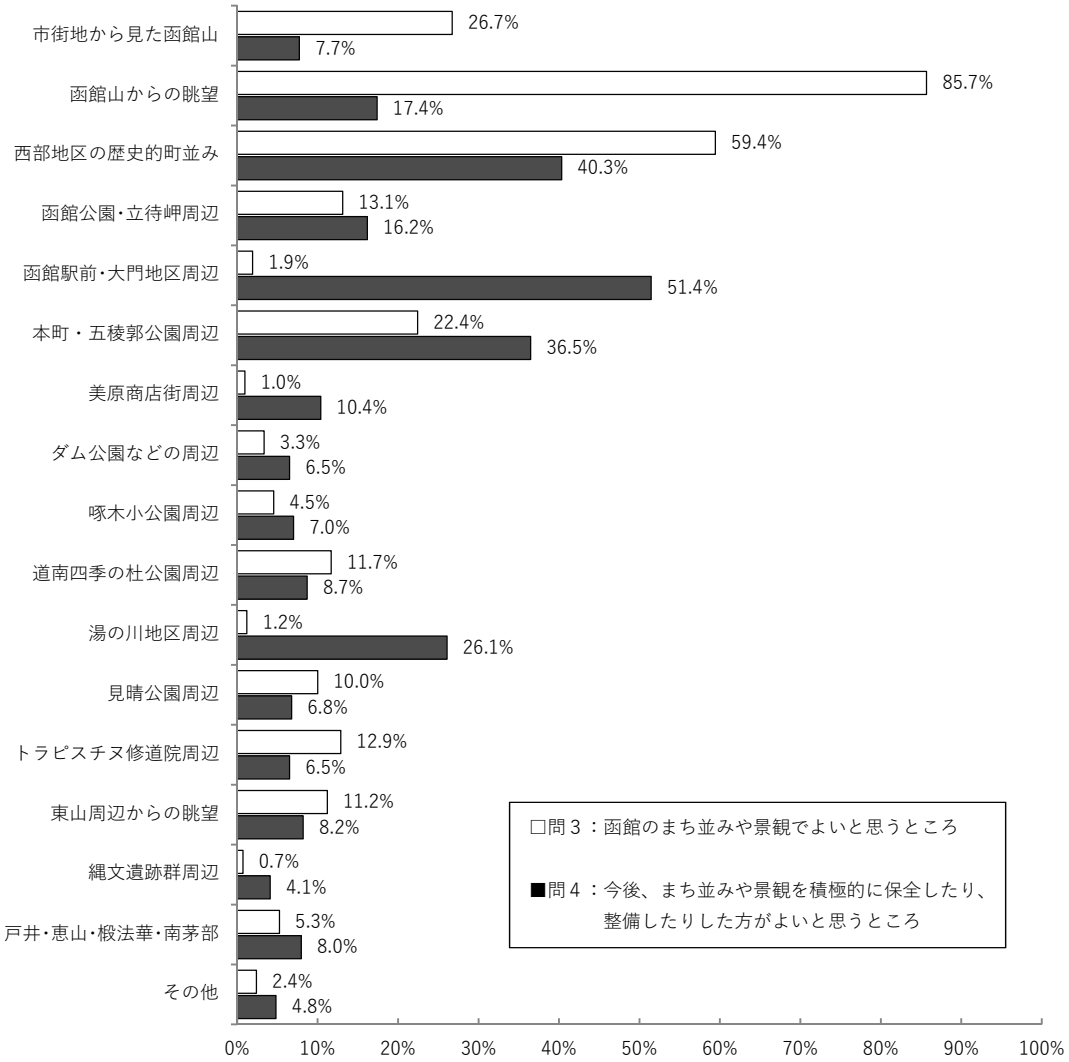

函館のまち並みや景観で良いと思うところとしては，「函館山からの眺望」「西部地区の歴史的町並み」「市街地から見た函館山」「本町・五稜郭公園周辺」の順で多く，函館山からの眺望景観や自然景観，西部地区の町並みに対する評価が高いものとなっている。

一方，今後のまち並みや景観を保全・整備すべきところとしては，「函館駅前・大門地区周辺」「西部地区の歴史的町並み」「本町・五稜郭公園周辺」「湯の川地区周辺」の順で多く，特に「函館駅前・大門地区周辺」と「湯の川地区周辺」の商業業務拠点については，多くが景観改善を望んでいることがうかがえる。

まちの美しさを向上させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（２つ以内選択）

【問５】
ｎ＝370

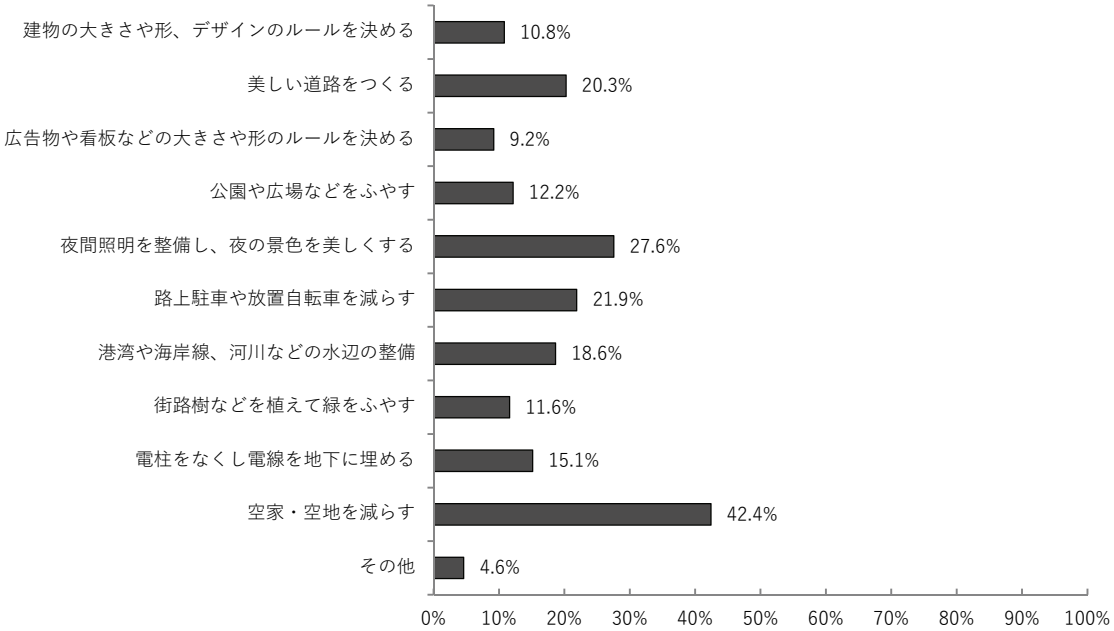

まちの美しさを向上させるために必要なこととしては，「空家・空地を減らす」が全体の約４割と最も多く，次いで「夜間照明を整備し，夜の景色を美しくする」「路上駐車や放置自転車を減らす」「美しい道路をつくる」の順となっており，空家・空地の存在がまちの美しさの主な阻害要因と感じていることがうかがえる。

函館市では、昭和 63 年に「函館市西部地区歴史的景観条例」、平成６年に「函館市都市景観条例」を制定し、歴史的な町並みの保全など良好な都市景観を形成するための取り組みを進めてきましたが、あなたはこれらの取り組みをご存じですか。（１つ選択）

【問６】
（H28）ｎ＝424：（H04）ｎ＝606

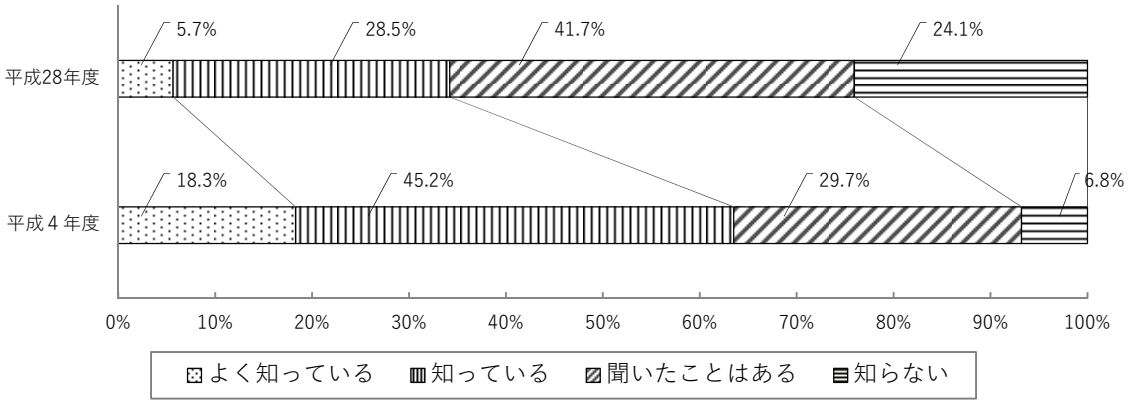

景観行政に対する認識としては，「よく知っている」「知っている」が回答者の約３割程度にとどまっており，前回調査と比較すると半減している。

良好な景観形成に向けた取組の必要性が高かった前回調査時よりも，景観行政に対する認識が薄れている。

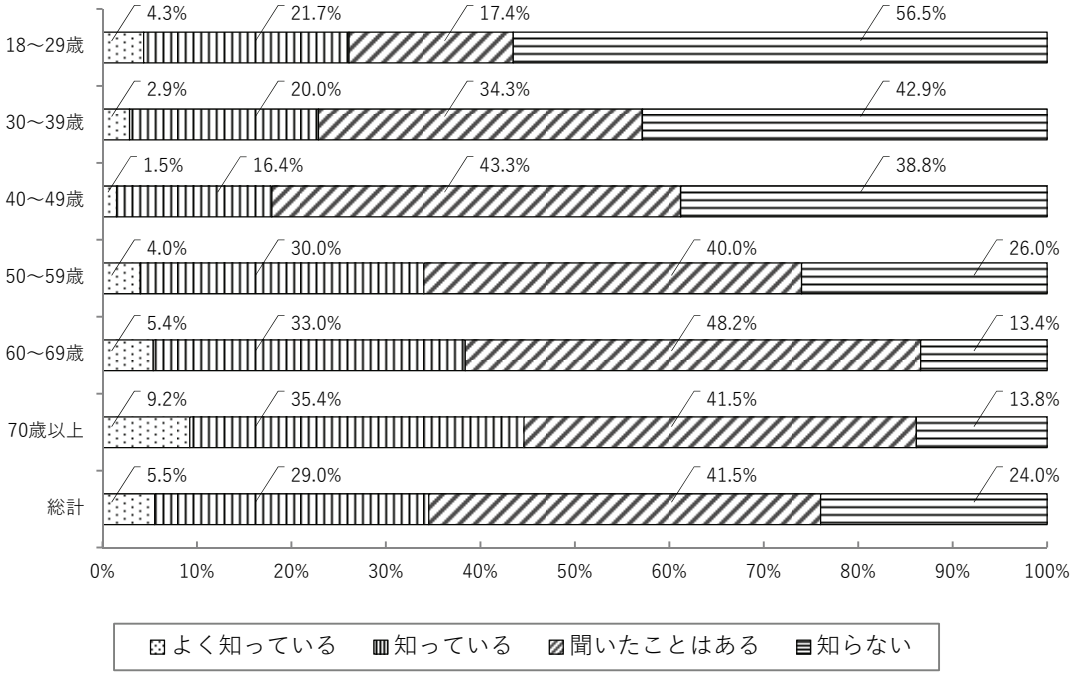

また，景観行政に対する認識を年齢別でみると，５０歳以上は「よく知っている」「知っている」が回答者の全体平均を上回っているが，４０歳代以下の認識が低いものとなっている。

第４節　都市景観形成地域の町並みの変化

都市景観形成地域の町並みの変化について，景観条例制定前（昭和６０年代）と現在の状況を写真により比較した。

【撮影箇所図】

坂道・通り沿い

歴史的建造物周辺

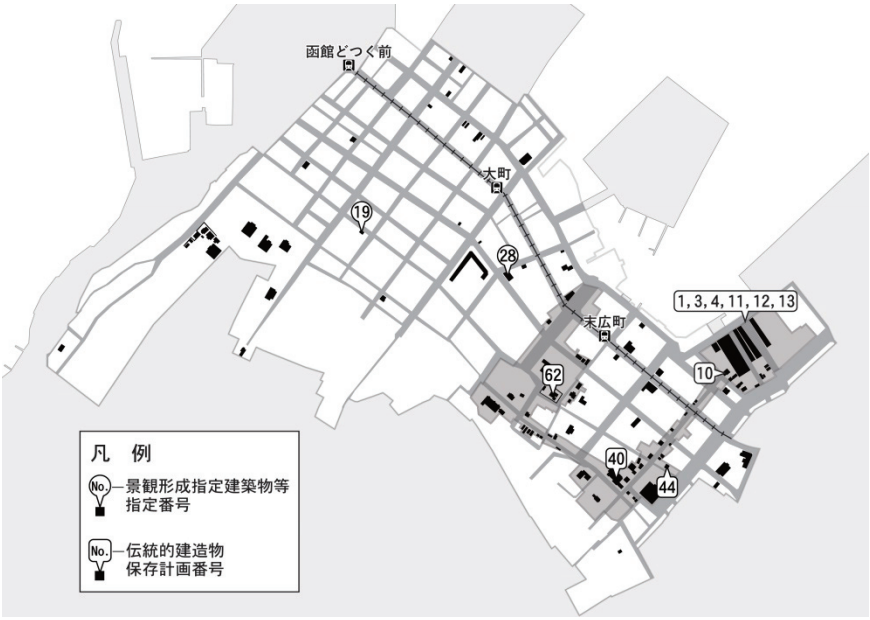

二十間坂

昭和60年代

平成28年度

大三坂

昭和60年代

平成28年度

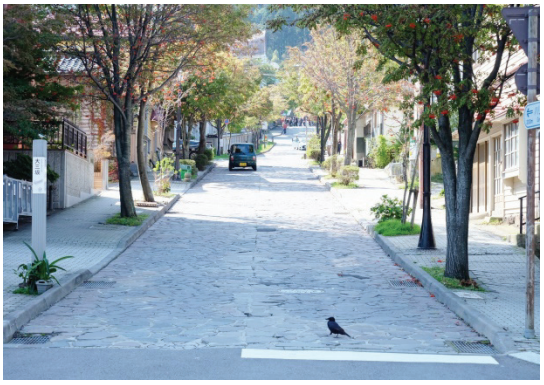

※国土交通省が定めた「日本の道100選」に認定された。

八幡坂

昭和60年代

平成28年度

※第１８回　全国街路事業コンクール　特別賞を受賞

日和坂

昭和60年代

平成28年度

基坂

昭和60年代

平成28年度

※第７回　全国街路事業コンクール　特別賞を受賞

常盤坂

昭和60年代

平成28年度

姿見坂

昭和60年代

平成28年度

幸坂

昭和60年代

平成28年度

千歳坂

昭和60年代

平成28年度

港が丘通

昭和60年代

平成28年度

道道函館漁港線

昭和60年代

平成28年度

西部臨港通

昭和60年代

平成28年度

1 ＢＡＹはこだて

3 4 11 12 13 金森倉庫群　周辺

昭和60年代

平成28年度

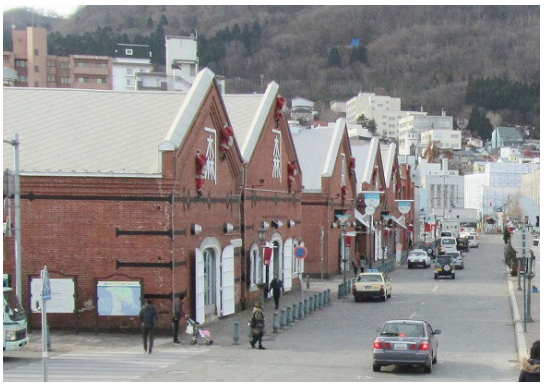

10 ラ・コンチャ　周辺

昭和60年代

平成28年度

40 カトリック元町教会　周辺

昭和60年代

平成28年度

44 旧カール・レイモン居宅　周辺

昭和60年代

平成28年度

62 旧相馬邸　周辺

昭和60年代

平成28年度

⑲岩崎家住宅店舗　周辺

昭和60年代

平成28年度

㉘中華会館　周辺

昭和60年代

平成28年度

地域外からの眺望

昭和60年代	平成28年度

第２章　都市景観形成地域景観形成計画の検証

第１節　計画概要

昭和６３年度に策定した「都市景観形成地域景観形成計画」で定めた，都市景観形成地域の概要や方針を整理する。

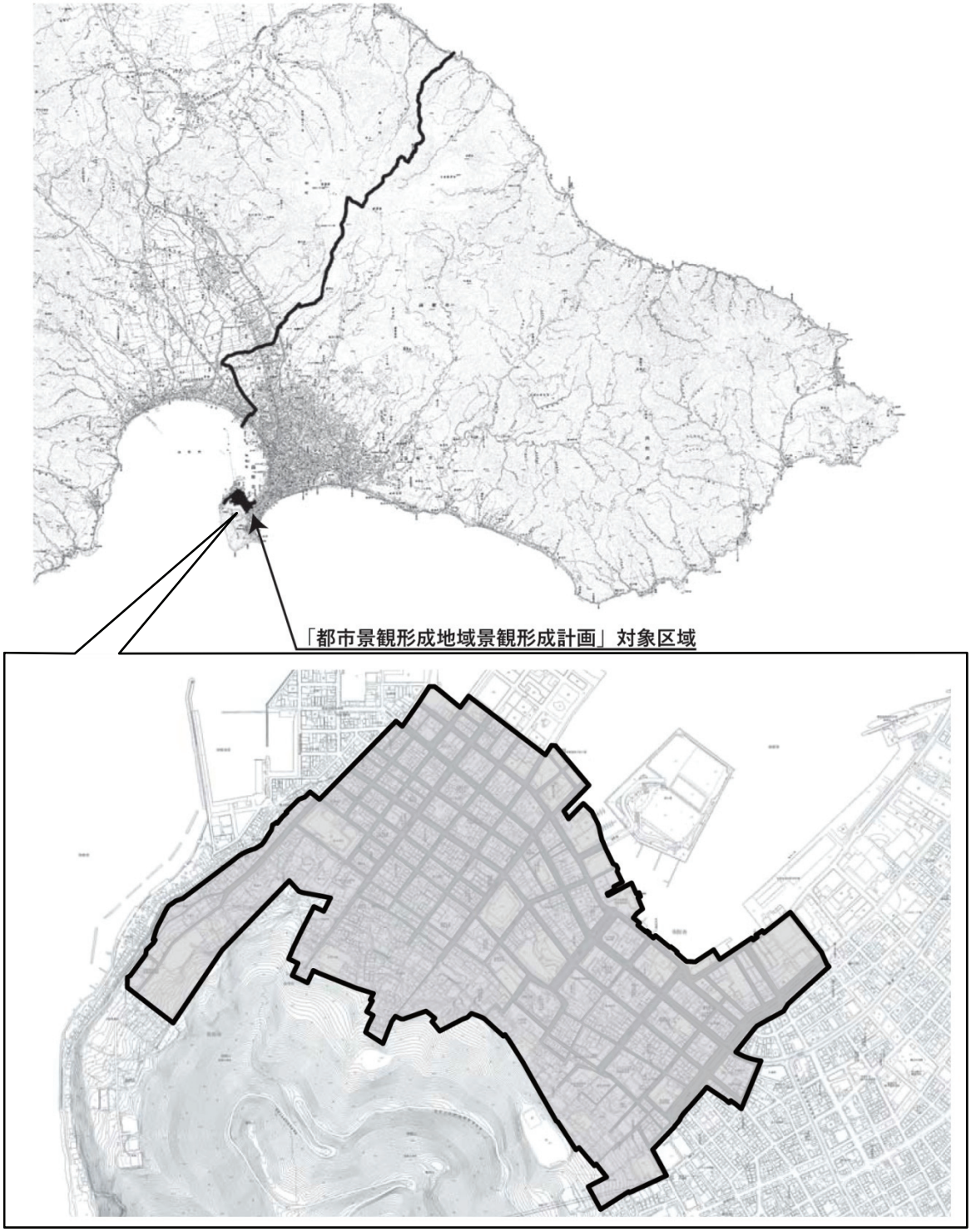

～以下，昭和６３年度に策定した都市景観形成地域景観形成計画より抜粋～

第１部　都市景観形成地域の概要

１．都市景観形成地域の概要

当地域は「函館発祥の地」であり，ながく北海道の中心的役割を果たし，開港以来の歴史的遺産や特有の文化の蓄積が多くみられる歴史的地域である。

それは背後の函館山や函館港と相まって，特有の歴史的環境をつくり出しており，函館市民の誇りとする地域であると同時に，全国的にも評価が高く，現在本市を訪れる年間約３４０万人もの観光客の多くが足をはこぶ地域であり，まさに函館らしさを象徴する代表的な地域である。

２．都市景観形成地域の位置づけ

当地域を函館市民の精神的な核・シンボル核として位置づけ，歴史と文化をいかした良好な住宅地の形成をはじめ，臨港地区における親水性の向上や，歴史的文化遺産の保護・保存と整備などを図ることによって，さらにその質を高めていくこととする。

３．都市景観形成地域の景観特性

当地域には歴史的かつ文化的な古建築が数多く点在するほか，和風，洋風，和洋折衷様式の建築物が多く集積している。

これらの建物と周囲の坂道・街路等が，緑地（函館山）と水辺（函館港）につつまれて違和感なく融合しながら，他都市に類のない特有の歴史的文化的環境をつくり出している。

地域内はさまざまな景観構成要素からなっており，地域全体に共通する景観特性を「歴史文化景観」としてとらえることができる。

４．都市景観形成地域の現況

当地域は建物の老朽化・不良住宅ストックの増加をはじめ，下水道等の都市施設の不備・建物の過密とオープンスペースの不足・災害時における危険性など，多くの居住環境上の問題をかかえている。

その中で，歴史的景観を構成していた建造物においても，近代的なものへとつくり替えられる傾向が見られるとともに，地域の景観特性になじまないデザインを有する建物や高層の建物が散見されるようになり，歴史的景観のまとまりと融合の原理が失われつつある。

また，都市構造の大きな変化の中で，急激な人口の流出・老齢化といった現象が見られ，当地域と密接な関係をもつ造船業・水産業の不振などにより，地域全体の活力は大きく低下してきている。

５．景観形成上の課題

当地域の景観形成にあたっては，歴史的景観の保全とともに，居住環境の整備・向上を早期に図る必要がある。

それは地域住民の快適性の向上や新規人口の導入，人口構成の適性化を図る上でも不可欠で

あり，それが文化・観光資源の充実とともに，地域に活力を生みだすことにつながっていく。

そして，歴史性をいかした新たな創造と歴史的景観の保全が一体となって，調和のとれた活力ある町並みとして，当地域をより魅力あるものとすることが，景観形成上の大きな課題となる。

第２部　景観形成の方針

１．基本方針

「歴史と文化をいかしたまちづくり－やすらぎとうるおいと活力のあるまち」

２．基本目標

① 歴史的環境の保全

当地域の歴史的環境は，地域住民のみならず市民全体が共有する貴重な財産であり，誇りとするものである。

地域住民の共感を育むものとしても，保全し，継承していくことが大切である。

② 居住環境の質的向上

当地域の居住環境は，従来の安全性・保健性・利便性などの主に量的整備の尺度からすれば，決して良好なものとは言い難い。

これらは早急に解消する必要があるが，その際にアメニティ（快適性）といった生活空間の質的な視点が重要であり，景観形成の目標の一つもそこにある。

③ 魅力ある環境の創出

当地域は市民の精神的な核・シンボル核として，より魅力ある環境を創出する必要がある。

古い建物の再利用を含め，歴史的環境をいかし，現代の生活様式に適合した，新たな環境の創出が大切である。

３．基本姿勢

① 対象となる空間

良好な景観形成のためには，公的空間はもちろんのこと，私的空間のうち公的空間との境界領域を半公的空間としてとらえ，景観形成の対象空間として位置づける。

② 視点

イ）まもる

長い歴史の中で蓄積され，まちに個性とうるおいを与えている歴史的環境や自然など，すぐれた景観資源については，これを保全し，継承する。

ロ）そだてる

今日の生活に適合し，快適性を保つためにも改善を必要とするものについては，地域固有の環境特性をいかしながら改善を進め，変化の中に歴史の連続性が保たれるように配慮する。

ハ）つくる

新たな創造は，健全な地域形成の上でも必要であるが，その場合においても地域の景観特性を充分に考慮し，すぐれた都市空間の創造をめざす。

③　住民参加

景観は市民および地域住民が共有する財産であるという認識と，地域住民のコミュニティ意識に支えられた主体的参加が必要であり，行政と市民・地域住民が一体となって景観形成をすすめていくことが基本である。

４．計画の対象

①　誘導計画の対象

誘導計画は，都市景観形成地域の全域を対象として計画を策定する。

計画は地域内の景観特性をさらに細かく分類し，その分類ごとの景観形成について，その方向を明らかにする。

②　保存計画の対象

保存計画は，都市景観形成地域においても特に貴重な歴史的建造物が群をなし，それと一体となってその価値を形成している地区を対象として計画を策定する。

計画はその構成要素の保存のあり方について，その方向を明らかにする。

第２節　施策の検証

都市景観形成地域景観形成計画は，下記のとおり「誘導計画」と「保存計画」によって構成されていることから，それぞれの構成要素ごとの基本方針と施策の方向について検証する。

誘導計画
- まちなみ景観
  - 住宅地景観　・・・1
  - 住商複合地景観　・・・2
  - 港湾地景観　・・・3
  - 景観形成街路沿道区域　・・・4
- 街路景観　・・・5
- 水辺景観　・・・6
- 地域外からの眺望景観　・・・7

保存計画
- 元町公園周辺地区景観　・・・8
- 函館ハリストス正教会復活聖堂周辺地区景観　・・・9
- 金森倉庫群周辺地区景観　・・・10

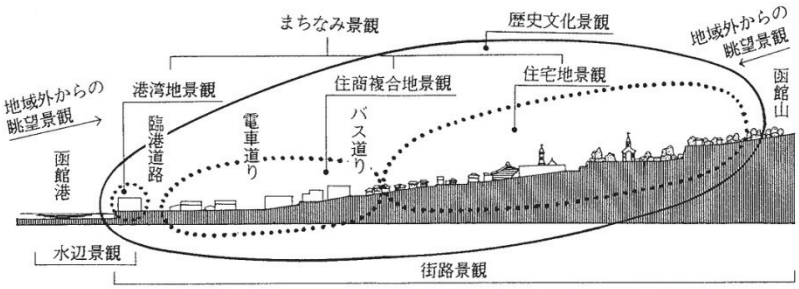

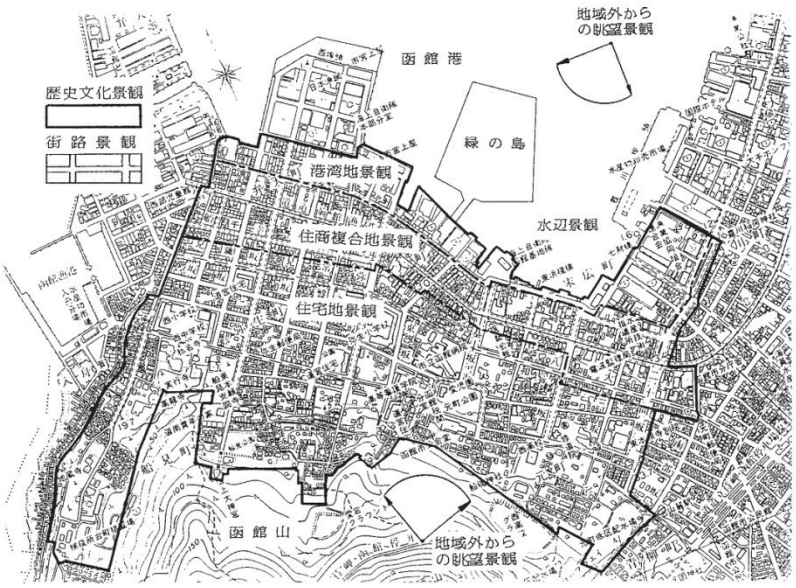

1　まちなみ景観（住宅地景観）

（１）基本方針

①　個性をいかした住宅地の形成

歴史性と地形上の特色をいかし，より魅力的で個性あふれる住宅地の形成をめざします。

②　安全で快適な居住環境の実現

都市施設の整備をはじめとして居住環境の向上に努め，安全で快適な住宅地の形成をめざします。

③　成熟したコミュニティの維持

市民生活の基盤となっている成熟したコミュニティについては，景観形成にも不可欠であり，その維持に努めます。

弥生町

（２）施策の方向

①　歴史的建造物の保全と活用

［実施内容］
- 都市景観形成地域の指定（S63）
- 景観形成指定建築物等の指定（S63）
- 景観形成指定建築物等に対する助成（H1～）
- 西部地区歴史的町並み基金による助成（H4～H28）
- 景観登録建築物の登録（H25）
- 歴史的建造物の継承・活用の推進（H27～）

② 建築物や屋外広告物などに対する規制・誘導

［実施内容］
- 都市景観形成地域の指定（S63）
- 景観形成基準の設定（S63）
- 都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
- 景観に関する啓発・誘導（S63～）
- 融資のあっせん制度（H1～H16）
- 景観アドバイザーによる技術的支援（H15～）
- 景観形成住宅等建築奨励金制度（H17～）
- 広告景観整備地区の指定（H24）
- 広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定（H24）
- 景観デザイン指針による誘導（H24～）

③ 寺院群や教会群の景観保全と周辺環境の整備

［実施内容］
- 景観形成指定建築物等の指定（S63）
- 景観形成基準の設定（S63）
- 道路等の整備（随時）

④ 周辺の歴史的景観と調和するとともに，快適な居住環境をもった，良好な住宅地整備の促進・誘導

［実施内容］
- 景観形成基準の設定（S63）
- 都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
- 融資のあっせん制度（H1～H16）
- 景観形成住宅等建築奨励金制度（H17～）
- 住宅リフォーム補助制度（H24～）

⑤ 下水道の整備をはじめとする都市施設の整備

［実施内容］
- 下水道・道路・公園等の都市施設の整備（随時）

⑥ 公的施設の質的向上

［実施内容］
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- パブリックアートの設置（H11～H19）
- 弥生小学校や旧イギリス領事館などの公共施設の整備（随時）

⑦ オープンスペースの確保

［実施内容］
- 空家の解体支援（H24～）

⑧ 景観協定の推奨

［実施内容］
- 景観協定に係る活動への支援（H2～）

⑨　景観形成住民団体の推奨

［実施内容］　・　景観形成市民団体の活動への支援（H1～）

・　景観整備機構指定制度（H27～）

⑩　共同建て替えの推奨

［実施内容］　未実施

⑪　二世代・三世代が居住する住宅の推奨

［実施内容］　未実施

（３）考察

①　個性をいかした住宅地の形成

・　歴史的な町並みを保全するための規制や誘導，歴史的環境を保全するための取組などを行ったことにより，魅力的な住宅地が形成されている。
・　景観形成基準で建築物の高さを制限したことにより，マンションなどの高層建築物等の建設が抑制された。
・　景観形成基準を定めたものの，一般的な住宅と同様の外観を有する住宅が建築されている。
・　歴史的建造物への補助制度が構造・用途・面積などの区分がなく，補助金額の上限が一律であるなど，実態と乖離している場合がある。
・　歴史的建造物に対する助成制度について，これまでの実績や所有者からの要望，保全調査の結果を受けて，見直しを検討する必要がある。
・　景観登録建築物に対する支援を検討する必要がある。
・　景観登録建築物のさらなる物件の登録を推進していく必要がある。
・　旧ロシア領事館など利活用されていない歴史的建造物が残っており，その活用策について検討する必要がある。
・　景観形成住宅等建築奨励金制度の活用が，年間１～２件と低調となっている。

②　安全で快適な居住環境の実現

・　下水道や道路などの整備により居住環境が向上している。
・　密集している木造家屋が減少したことにより，地域内の防災性が向上している。
・　雨水排水が古い側溝のままであるなど，都市基盤の整備が必要なエリアも残っている。
・　共同建て替えや多世代が居住する住宅を推奨する施策が講じられていない。
・　未接道敷地や狭小宅地を解消するなど，安全で快適な居住環境を推進する施策が必要である。
・　生活道路や坂道など，より安全に利用でき，魅力的な空間にするため，バリアフリー化や道路の高質化などの施策が必要である。

③　成熟したコミュニティの維持

・　地域のコミュニティを維持するため，景観協定等の制度を創設したものの，活用されるまでに至っていない。

・　地域の居住人口が減少し，コミュニティの維持が困難な状況になりつつある。

2　まちなみ景観（住商複合地景観）

（１）基本方針

①　個性をいかした親しみと魅力ある商店街の形成

歴史を背景とした個性をいかし，親しみのある商店街の形成を図るとともに，市民や市外からの来訪者にとっても魅力ある商店街の形成をめざします。

②　まとまりのある景観の形成

新たな建築行為等にあっては，周辺の歴史的環境との調和を図り，まとまりのある景観形成をめざします。

③　安全で快適な環境の整備

そこに住み，働く人たちにとっても，安全で快適な生活の場，活動の場として整備を図ります。

末広町

（２）施策の方向

①　歴史的建造物の保全と活用

［実施内容］
- 都市景観形成地域の指定（S63）
- 景観形成指定建築物等の指定（S63）
- 景観形成指定建築物等に対する助成（H1～）
- 西部地区歴史的町並み基金による助成（H4～H28）
- 景観登録建築物の登録（H25）
- 歴史的建造物の継承・活用の推進（H27～）

②　個性ある商業施設の誘導

［実施内容］　未実施

③　商店街単位での個性と魅力にあふれる空間の創出

［実施内容］　未実施

④　建築物や屋外広告物などに対する規制・誘導

［実施内容］
- 都市景観形成地域の指定（S63）
- 景観形成基準の設定（S63）
- 都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
- 景観に関する啓発・誘導（S63～）
- 融資のあっせん制度（H1～H16）
- 景観アドバイザーによる技術的支援（H15～）
- 景観形成住宅等建築奨励金制度（H17～）
- 広告景観整備地区の指定（H24）
- 広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定（H24）
- 景観デザイン指針による誘導（H24～）

⑤　高層・大規模建築物などの景観上の配慮

［実施内容］
- 景観形成基準の設定（S63）
- 景観デザイン指針による誘導（H24～）

⑥　景観協定の推奨

［実施内容］
- 景観協定に係る活動への支援（H2～）

⑦　景観形成住民団体の推奨

［実施内容］
- 景観形成市民団体の活動への支援（H1～）
- 景観整備機構指定制度（H27～）

⑧　歩行者空間の整備

［実施内容］
- 歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳等整備（随時）

⑨　下水道の整備をはじめとする都市施設の整備

［実施内容］
- 下水道・道路・公園等の都市施設の整備（随時）

（３）考察

①　個性をいかした親しみと魅力ある商店街の形成

・　歴史的建造物が維持・保全され，重要な観光資源になっている。

・　商業施設の誘導策や，商店街単位での個性と魅力にあふれる空間を創出するための施策が講じられていないこともあり，地域の商店街が衰退する要因の一つになっている。

・　基準に合致していない屋外広告物が一部掲出されている。

②　まとまりのある景観の形成

・　景観形成基準による高層建築物等の建設の抑制や屋外広告物の規制などを行ったため，周辺の歴史的環境と調和のとれた景観形成が図られている。

・　景観形成市民団体の活動が低調であるとともに，景観協定の実績がないなど，市民意識の醸成に課題が生じている。

・　歴史的建造物に対する助成制度について，これまでの実績や所有者からの要望，保全調査の結果を受けて，見直しを検討する必要がある。

・　景観登録建築物に対する支援を検討する必要がある。

・　景観登録建築物のさらなる物件の登録を推進していく必要がある。

③　安全で快適な環境の整備

・　下水道や道路などの整備により居住環境が向上している。

・　密集している木造家屋が減少したことにより，地域内の防災性が向上している。

３　まちなみ景観（港湾地景観）

（１）基本方針

①　個性と活力のある港湾地の形成

歴史を背景とした個性をいかしながら港湾機能の質的な充実を図り，活力のある港湾地の形成をめざします。

②　まとまりのある景観の形成

新たな建築行為等にあっては，周辺の歴史的環境との調和を図り，まとまりのある景観形成をめざします。

③　うるおいのある環境の整備

市民のみならず市外からの来訪者にとっても，港に親しみ，くつろぎの場となる空間の創造と，環境の整備を図ります。

末広町

（２）施策の方向

①　歴史的建造物の保全と活用

［実施内容］
- 都市景観形成地域の指定（S63）
- 景観形成指定建築物等の指定（S63）
- 景観形成指定建築物等に対する助成（H1～）
- 西部地区歴史的町並み基金による助成（H4～H28）
- 景観登録建築物の登録（H25）
- 歴史的建造物の継承・活用の推進（H27～）

②　港をいかした新たな産業活動の誘導

［実施内容］
- 臨海研究所（旧函館西警察署）の整備（H19）
- 赤レンガ倉庫群の再生

③　建築物や屋外広告物などに対する規制・誘導

［実施内容］・　都市景観形成地域の指定（S63）
・　景観形成基準の設定（S63）
・　都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
・　景観に関する啓発・誘導（S63～）
・　融資のあっせん制度（H1～H16）
・　景観アドバイザーによる技術的支援（H15～）
・　景観形成住宅等建築奨励金制度（H17～）
・　広告景観整備地区の指定（H24）
・　広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定（H24）
・　景観デザイン指針による誘導（H24～）

④　高層・大規模建築物などの景観上の配慮

［実施内容］・　景観形成基準の設定（S63）
・　景観デザイン指針による誘導（H24～）

⑤　景観協定の推奨

［実施内容］・　景観協定に係る活動への支援（H2～）

⑥　景観形成住民団体の推奨

［実施内容］・　景観形成市民団体の活動への支援（H1～）
・　景観整備機構指定制度（H27～）

⑦　オープンスペースの確保と，市民が港に接することのできる憩いの場の創出

［実施内容］・　ウォーターフロント（石畳，ボードウォーク等）の整備（H1～）
・　パブリックアートの設置（H11～H19）

⑧　水と接し，遊び親しむ海洋レクリエーションの場としての整備

［実施内容］・　国際水産・海洋総合研究センターの整備（都市景観形成地域隣接地）（H26）

⑨　下水道の整備をはじめとする都市施設の整備

［実施内容］・　下水道・道路・公園等の都市施設の整備（随時）

（３）考察

①　個性と活力のある港湾地の形成

・　赤レンガ倉庫群などの歴史的建造物が店舗等の用途で再利用され，重要な観光資源となっている。

・　空家となっている歴史的建造物があるなど，利活用に向けたさらなる取組が必要である。

②　まとまりのある景観の形成

・　景観形成基準による高層建築物等の建設の抑制や屋外広告物の規制などを行ったため，周辺の歴史的環境と調和のとれた景観形成が図られている。

・　景観形成市民団体の活動が低調であるとともに，景観協定の実績がないなど，市民意識の醸成に課題が生じている。

・　歴史的建造物に対する助成制度について，これまでの実績や所有者からの要望，保全調査の結果を受けて，見直しを検討する必要がある。

・　景観登録建築物に対する支援を検討する必要がある。

・　景観登録建築物のさらなる物件の登録を推進していく必要がある。

③　うるおいのある環境の整備

・　ウォーターフロントの石畳舗装やボードウォークの整備などの修景を施し，うるおいのある環境が整備されている。

・　下水道や道路などの都市施設の整備が進んでいる。

・　歴史的な景観と調和した道路や照明灯などが老朽化しており，早期の改修が望まれる。

・　パブリックアートの設置により，公共空間の質的向上に寄与したが，その設置箇所が一部に限定されていることや，設置の認知度が低いなどの課題もある。

4　まちなみ景観（景観形成街路沿道区域）

（１）基本方針

①　函館らしさを際立たせる景観の形成

函館の歴史性と地形上の特色をいかし，より函館らしさを際立たせる景観形成をめざします。

②　伝統的建造物群保存地区との連続性のある景観の形成

新たな建築行為等にあっては，周辺の伝統的建造物群保存地区との連続性に配慮した景観形成をめざします。

船見町

（２）施策の方向

①　伝統的建造物群保存地区と一体となった景観誘導

［実施内容］
- 景観形成基準の設定（S63）
- 都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
- 融資のあっせん制度（H1～H16）
- 景観形成住宅等建築奨励金制度（H17～）

②　事前協議制度の活用

［実施内容］
- 景観アドバイザーによる技術的支援（H15～）
- 事前協議制度（H24～）

（３）考察

①　函館らしさを際立たせる景観の形成

・　景観形成基準を設定し，景観誘導を行ったことにより，隣接する伝統的建造物群保存地区と調和のとれた景観形成が図られている。

・　景観形成街路の路面のグレードアップや地域に合った街路樹や街路灯の整備などの高質化が必要なエリアが残っている。

②　伝統的建造物群保存地区との連続性のある景観の形成

・　事前協議制度を導入したことにより，早い段階からのアドバイスによる景観誘導が可能となったが，一方では，そのアドバイスが反映されず，景観形成街路沿いに駐車スペースが設けられるなど，町並みの連続性を失わせるケースもあった。

5　街路景観

（１）基本方針

①　地形と歴史をいかした個性的な街路空間の創出

現在の街路構成をいかし，さらにその質を高め，より個性的で歴史を感じることのできる街路空間を創出する。

②　親しみとうるおいのある歩行者空間の創出

車と人の調和を図り，来訪者や地域に居住する人たちにとっても安全で親しみが持て，うるおいのある歩行者空間を創出する。

③　人を結ぶ生活空間としての整備

地域の成熟したコミュニティをささえる，語らいや憩いの場として生活道路を整備する。

八幡坂

（２）施策の方向

①　地域の歴史的環境にあった個性的で快適なシンボルロードの整備

［実施内容］　・　歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳等整備（随時）

②　主要な街路の石畳整備

［実施内容］　・　歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳等整備（随時）

③　特徴的な石垣・煉瓦塀などの保全・整備

［実施内容］　・　景観形成指定建築物等の指定（S63）
・　伝統的建造物の特定（S63）
・　環境物件の特定（S63）

④　主要な街路の電線等の地中化

［実施内容］　・　主要な街路での電線等の地中化の実施（H5～）

⑤　看板類などで景観阻害要因となっているものの除去

［実施内容］　・　広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定（H24）

⑥　案内板やストリートファニチャー類のデザインの向上

［実施内容］　・　デザイン性のある案内標識の設置（H2～H24）

・　町並みにあったストリートファニチャー類の設置（H25～H26）

⑦　街路植栽と街路照明の計画的整備

［実施内容］　・　歴史的建造物のライトアップ（H2～H21）

・　ガス灯風街路灯の整備（H2～H21）

・　主要な街路における植栽の整備（随時）

・　主要な街路における照明灯の整備（随時）

⑧　交通規制や駐車場の整備・歩車共存道路の整備等による地域住民や歩行者の安全確保と，ポケットパークの整備などによる快適な歩行者空間の創出

［実施内容］　・　元町観光駐車場の整備（H13）

・　元町観光バス駐車場の整備（H13）

・　主要な街路における植栽の整備（随時）

・　主要な街路での交通規制の実施

⑨　花いっぱい運動や通りに名前をつける運動をつうじての親しみのある街路づくり

［実施内容］　・　主要な街路に別称をつける（開港通り）（H26）

・　主要な街路における植栽の整備（随時）

（３）考察

①　地形と歴史をいかした個性的な街路空間の創出

・　地域にあった個性的で歴史を感じることのできる街路空間が創出されている。

・　石畳整備や電線の地中化，町並みに調和したストリートファニチャーの設置など，地域にあった個性的で歴史を感じることのできる街路空間が創出されている。

・　歴史的に重要な石垣や煉瓦塀などの指定等により，維持のための補助金を支出するなど支援を行うことで，歴史的な町並みの保存・保全に繋がっている。

・　主要な街路で交通規制を行ったことにより，路上駐車が減少した。

・　道路の破損やストリートファニチャーの老朽化が散見される。

・　石垣などの環境物件の維持・管理は多額の費用がかかることから，その改修が進んでいない。

②　親しみとうるおいのある歩行者空間の創出

・　主要な街路に樹木や花を植栽し，うるおいのある歩行者空間が創出されている。

・　植栽は主要な街路に留まっており地域全体に広がりが無いことや，ポケットパークの整備，冬期間の歩行者環境の確保などの課題もある。

③　人を結ぶ生活空間としての整備

・　坂名の由来説明の表示などデザイン性のある案内標識の設置を行い，親しみのある街路づくりを進めている。

・　路上駐車の減少により，良好な街路景観が保たれるとともに，災害時の緊急車両等の通行円滑化に寄与している。

6　水辺景観

（１）基本方針

①　親しみのもてる水辺空間の創出

港と市民の結接点および市民の憩いの場として，親しみのもてる空間を創出する。

②　歴史をいかした水辺空間の創出

歴史的港湾施設を保全・整備し，個性的で魅力ある水辺空間を創出する。

③　港湾機能との調和

より活力にみちた，新たな活動の場として，魅力的な空間の整備を図る。

大町

（２）施策の方向

①　親水性の高い水辺の創出

［実施内容］　・　ウォーターフロント（石畳，ボードウォーク等）の整備（H1～）

②　ウォーターフロントの整備と市民が港に接することのできる憩いの場の創出

［実施内容］　・　ウォーターフロント（石畳，ボードウォーク等）の整備（H1～）

③　倉庫や堀割などの歴史的港湾施設の保全と，特徴的な景観資源としての整備･活用

［実施内容］　・　赤レンガ倉庫群を伝統的建造物，堀割を環境物件に特定（S63）

④　水と接し，遊び親しむ海洋レクリエーションの場としての整備

［実施内容］　・　臨海研究所（旧函館西警察署）の整備（H19）

・　国際水産・海洋総合研究センターの整備（都市景観形成地域隣接地）（H26）

（３）考察

①　親しみのもてる水辺空間の創出

・　ウォーターフロントの石畳舗装やボードウォークの整備などの修景を施し，親しみのもてる水辺空間として創出されている。

・　ボードウォークは市民の認知度が低いことから，利用促進のための施策を講じるなどの工夫が望まれる。

②　歴史をいかした水辺空間の創出

・　歴史的港湾施設として保全・整備された建造物が，魅力ある水辺空間を創出し多くの観光客が訪れている。

・　歴史的な景観と調和した道路や照明灯などが老朽化しており，早期の改修が望まれる。

③　港湾機能との調和

・　歴史的建造物を活用した臨海研究所の整備のほか，都市景観形成地域隣接地では国際水産・海洋総合研究センターの整備が行われるなど，港湾機能を補完し成長させる新たな施設の設置が進められている。

・　マリンフェスティバルなど港湾に関するイベント等が行われている。

7　地域外からの眺望景観

（１）基本方針

①　水と緑に調和した景観形成

地域の背景となっている水(函館港)と緑(函館山)に融合した，うるおいのある地域景観を形成する。

②　まとまりのある景観形成

新たな創造においても，地域全体のまとまりが失われることなく，より質の高い環境が得られるよう，計画的な景観形成を図る。

③　地域を象徴する新たなシンボルの形成

歴史性の中にも新たな時代にいきていく地域として，そのシンボルとなる景観を形成する。

中央ふ頭から見た函館山

（２）施策の方向

①　高層建築物や大規模建築物などに対する規制・誘導

［実施内容］　・　景観形成基準の設定（S63）
・　都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
・　景観デザイン指針による誘導（H24～）

②　屋外広告物などに対する規制・誘導

［実施内容］　・　広告景観整備地区の指定（H24）
・　広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定（H24）

③　街路照明や建物の夜間照明などによる，地域の個性の効果的演出

［実施内容］・　歴史的建造物のライトアップ（H2～H21）
・　ガス灯風街路灯の整備（H2～H21）
・　主要な街路における照明灯の整備（随時）

④　新たな時代へむけた地域形成のシンボルとなるランドマークの創造・育成

［実施内容］・　景観形成基準の設定（S63）
・　公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
・　地域交流まちづくりセンターの整備（H19）
・　臨海研究所（旧函館西警察署）の整備（H19）
・　景観デザイン指針による誘導（H24～）

（３）考察

①　水と緑に調和した景観形成

・　条例制定前に建設された高層住宅はあるものの，景観形成基準の高さ制限等で，高層建築物等の建設が抑制され，地域外からの眺望景観が保全されている。
・　良好な眺望景観を有する視点場が未整備となっている箇所も残っている。

②　まとまりのある景観形成

・　屋外広告物の許可基準・誘導基準を厳格化したことにより，周辺の景観と調和した町並みが創出されている。
・　歴史的建造物のライトアップや街路照明等の一体的な整備により，まとまりのある景観が形成され，夜間景観の魅力が増している。
・　基準に合致していない屋外広告物が一部掲出されている。
・　照明灯などが老朽化しており，早期の改修が望まれる。

③　地域を象徴する新たなシンボルの形成

・　地域交流まちづくりセンターの改修整備など，地域のシンボルとなる新たな公共施設が整備された。
・　民間による新たなシンボル形成が不充分である。

8　元町公園周辺地区景観

（１）基本方針

①　歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

旧函館区公会堂，旧北海道庁函館支庁庁舎や旧開拓使函館支庁書籍庫，旧イギリス領事館といった指定文化財をはじめ，函館の歴史を表現する建造物の保存・活用とその周辺環境の整備をすすめる。

②　景観特性をいかした町並みの形成

地区の景観特性をいかし，さらに引き出す努力をつづけ，函館の歴史を強く表現する町並みの形成を図る。

③　安全で快適な居住環境の実現

都市施設の整備や建物の防寒改修等をはじめとして居住環境の向上に努め，安全で快適な地区形成を図る。

旧函館区公会堂

（２）施策の方向

①　伝統的建造物群保存地区の指定

［実施内容］　・　伝統的建造物群保存地区の指定（S63）

②　歴史的建造物の保存と活用

［実施内容］　・　伝統的建造物の特定（S63）
・　環境物件の特定（S63）
・　伝統的建造物や環境物件等に対する助成（H1～）
・　西部地区歴史的町並み基金による助成（H4～H28）
・　重要文化財旧函館区公会堂の保存修理（H23～）
・　歴史的建造物の継承・活用の推進（H27～）

③　建築物や工作物などに対する規制・誘導

［実施内容］　・　許可基準の設定（S63）
　　・　修景基準の設定（S63）
　　・　伝統的建造物群保存地区内の許可制度（S63～）
　　・　修景による誘導（H1～）

④　旧イギリス領事館の，開港にかかわる歴史資料を展示する開港記念館としての整備

［実施内容］　・　旧イギリス領事館（開港記念館）の整備（H4）

⑤　基坂の石畳整備と緑化

［実施内容］　・　基坂の石畳整備と緑化整備（H5～H6）

⑥　日和坂の石畳整備

［実施内容］　・　日和坂の石畳整備（一部）（H24～H25）

⑦　散策路の整備

［実施内容］　・　港が丘通の整備（石畳整備）（H2～H4）

⑧　電線等の地中化

［実施内容］　・　主要な街路での電線等の地中化の実施（H5～）

⑨　環境にあわせたデザインの防護柵の設置

［実施内容］　・　歴史的な環境に配慮した防護柵等の設置（H21～H25）

⑩　環境にあわせたデザインの街灯整備

［実施内容］　・　歴史的建造物のライトアップ（H2～H21）
　　・　ガス灯風街路灯の整備（H2～H21）
　　・　歴史的な環境に配慮した街灯の整備（随時）

⑪　案内板やストリートファニチャー類のデザインの向上

［実施内容］　・　デザイン性のある案内標識の設置（H2～H24）
　　・　まちあるき休憩ベンチ整備（H25～H26）

⑫　駐車場の緑化

［実施内容］　・　許可基準の設定（S63）
　　・　元町観光駐車場の緑化（H13）

⑬　特徴的な石垣などの保全・整備

［実施内容］　・　環境物件の特定（S63）

⑭　看板類などで景観阻害要因となっているものの除去

［実施内容］　・　広告景観整備地区の指定（H24）

・　広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定（H24）

⑮　屋外広告物に対する規制・誘導

［実施内容］　・　広告景観整備地区の指定（H24）

・　広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定（H24）

⑯　下水道の整備

［実施内容］　・　下水道の整備(～H21)

⑰　地区周辺の駐車場の整備

［実施内容］　・　元町観光駐車場の整備（H13）

⑱　その他，計画にはないが実施した方策

［実施内容］　・　元町公園の拡張整備（H16～H18）

・　住宅リフォーム補助制度（H24～）

（３）考察

①　歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

・　旧函館区公会堂や旧イギリス領事館などの改修・整備を行うなど，函館の歴史を表現する建造物が保存・活用されている。

・　街路の石畳整備をしたことにより，歴史的な環境の創出に繋がっている。

・　利活用されていない歴史的建造物が残っている。

・　伝統的建造物に対する助成について，これまでの実績や所有者からの要望，保全調査の結果を受けて，見直しの検討が必要である。

②　景観特性をいかした町並みの形成

・　電線等の地中化やストリートファニチャー等の整備により，地区の景観特性がいかされ，歴史を強く表現する町並みの形成が図られている。

・　地区内に複数の駐車場が整備されたことで，歴史的な町並みの連続性を阻害している。

③　安全で快適な居住環境の実現

・　下水道や道路などの整備を行うとともに，建物の防寒改修や耐震改修に対して支援することで居住環境が向上し，安全で快適な地区が形成されている。

・　人口減少と高齢化が著しい地区となっており，対策が必要となっている。

9　函館ハリストス正教会復活聖堂周辺地区景観

（１）基本方針

①　歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

函館ハリストス正教会復活聖堂をはじめ，カトリック元町教会や東本願寺函館別院などの宗教建築のほか，函館の歴史を表現する建造物の保存・活用とその周辺環境の整備をすすめる。

②　景観特性をいかした町並みの形成

地区の景観特性をいかし，さらに引き出す努力をつづけ，函館の歴史を強く表現する町並みの形成を図る。

③　安全で快適な居住環境の実現

都市施設の整備や建物の防寒改修等をはじめとして居住環境の向上に努め，安全で快適な地区形成を図る。

函館ハリストス正教会復活聖堂

（２）施策の方向

①　伝統的建造物群保存地区の指定

［実施内容］　・　伝統的建造物群保存地区の指定（S63）

②　歴史的建造物の保存と活用

［実施内容］　・　伝統的建造物の特定（S63）
・　環境物件の特定（S63）
・　伝統的建造物や環境物件等に対する助成（H1～）
・　西部地区歴史的町並み基金による助成（H4～H28）
・　歴史的建造物の継承・活用の推進（H27～）

③　建築物や工作物などに対する規制・誘導

［実施内容］　・　許可基準の設定（S63）
　　・　修景基準の設定（S63）
　　・　伝統的建造物群保存地区内の許可制度（S63～）
　　・　修景による誘導（H1～）

④　散策路の整備

［実施内容］　・　港が丘通の整備（石畳整備）（H2～H4）

⑤　電線等の地中化

［実施内容］　・　主要な街路での電線等の地中化の実施（H5～）

⑥　環境にあわせたデザインの防護柵の設置

［実施内容］　・　歴史的な環境に配慮した防護柵等の設置（随時）

⑦　環境にあわせたデザインの街灯整備

［実施内容］　・　歴史的建造物のライトアップ（H2～H21）
　　・　ガス灯風街路灯の整備（H2～H21）
　　・　歴史的な環境に配慮した街灯の整備（随時）

⑧　案内板やストリートファニチャー類のデザインの向上

［実施内容］　・　デザイン性のある案内標識の設置（H2～H24）
　　・　まちあるき休憩ベンチ整備（H25～H26）

⑨　駐車場の緑化

［実施内容］　・　許可基準の設定（S63）

⑩　特徴的な石垣・煉瓦塀などの保全・整備

［実施内容］　・　環境物件の特定（S63）

⑪　看板類などで景観阻害要因となっているものの除去

［実施内容］　・　広告景観整備地区の指定（H24）
　　・　広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定（H24）

⑫　屋外広告物に対する規制・誘導

［実施内容］　・　広告景観整備地区の指定（H24）
　　・　広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定（H24）

⑬　下水道の整備
［実施内容］　・　下水道の整備(～H21)

⑭　地区周辺の駐車場の整備
［実施内容］　未実施

⑮　その他，計画にはないが実施した方策
［実施内容］　・　住宅リフォーム補助制度（H24～）

（３）考察

①　歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

・　教会や寺院など歴史的建造物の保存に対し支援を行ってきたことにより，函館の歴史を表現する建物が保存・活用されている。また，周辺の街路を整備したことにより，歴史的な環境の創出に繋がっている。
・　利活用されていない歴史的建造物が残っている。
・　伝統的建造物の隣接地が空地となっていたり一般の建築物が立地しているなど，町並みの連続性が乏しい。
・　復原されていない伝統的建造物がある。
・　伝統的建造物に対する助成について，これまでの実績や所有者からの要望，保全調査の結果を受けて，見直しの検討が必要である。

②　景観特性をいかした町並みの形成

・　電線等の地中化やストリートファニチャー等の整備により，地区の景観特性がいかされ，歴史を強く表現する町並みの形成が図られている。
・　地区周辺の公的駐車場の整備が進んでいない。また，民間の老朽建築物が解体された後には，駐車場として利用され，歴史的な町並みの連続性を阻害している。

③　安全で快適な居住環境の実現

・　下水道や道路などの整備を行うとともに，建物の防寒改修や耐震改修に対して支援することで居住環境が向上し，安全で快適な地区が形成されている。
・　人口減少と高齢化が著しい地区となっており，対策が必要となっている。

10　金森倉庫群周辺地区景観

（１）基本方針

①　歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

金森倉庫などの倉庫群や旧函館郵便局をはじめとして，函館の歴史を表現する建造物の保存・活用とその周辺環境の整備をすすめる。

②　景観特性をいかした町並みの形成

地区の景観特性をいかし，さらに引き出す努力をつづけ，函館の歴史を強く表現する町並みの形成を図る。

③　港との連続性の向上

港との連続性を高め，個性的でうるおいのある，快適な地区形成を図る。

金森倉庫群

（２）施策の方向

①　伝統的建造物群保存地区の指定

［実施内容］　・　伝統的建造物群保存地区の指定（S63）

②　歴史的建造物の保存と活用

［実施内容］　・　伝統的建造物の特定（S63）
・　環境物件の特定（S63）
・　伝統的建造物や環境物件等に対する助成（H1～）
・　西部地区歴史的町並み基金による助成（H4～H28）
・　歴史的建造物の継承・活用の推進（H27～）

③　建築物や工作物などに対する規制・誘導

［実施内容］　・　許可基準の設定（S63）
　　・　修景基準の設定（S63）
　　・　伝統的建造物群保存地区内の許可制度（S63～）
　　・　修景による誘導（H1～）

④　散策路の整備

［実施内容］　・　金森倉庫群周辺の街路の整備（H6～）

⑤　電線等の地中化

［実施内容］　・　主要な街路での電線等の地中化の実施（H5～）

⑥　環境にあわせたデザインの防護柵の設置

［実施内容］　・　歴史的な環境に配慮した防護柵等の設置（随時）

⑦　環境にあわせたデザインの街灯整備

［実施内容］　・　歴史的な環境に配慮した街灯の整備（随時）

⑧　案内板やストリートファニチャー類のデザインの向上

［実施内容］　・　デザイン性のある案内標識の設置（H2～H24）
　　・　まちあるき休憩ベンチ整備（H25～H26）

⑨　駐車場の緑化

［実施内容］　・　許可基準の設定（S63）

⑩　特徴的な煉瓦塀などの保全・整備

［実施内容］　・　伝統的建造物の特定（S63）

⑪　看板類などで景観阻害要因となっているものの除去

［実施内容］　・　広告景観整備地区の指定（H24）
　　・　広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定（H24）

⑫　屋外広告物に対する規制・誘導

［実施内容］　・　広告景観整備地区の指定（H24）
　　・　広告景観整備地区における許可・誘導基準の設定（H24）

⑬　下水道の整備

［実施内容］　・　下水道の整備(～H21)

⑭　地区周辺の駐車場の整備
［実施内容］　・　民間による駐車場の整備

⑮　倉庫や堀割などの歴史的港湾施設の保全と，特徴的な景観資源としての整備･活用
［実施内容］　・　伝統的建造物の特定（S63）
・　環境物件の特定（S63）

（３）考察

①　歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

・　金森倉庫群などの函館の歴史を表現する建造物が保存・活用されている。また，周辺の街路を整備したことにより，歴史的な環境の創出に繋がっている。
・　復原されていない伝統的建造物がある。
・　伝統的建造物に対する助成について，これまでの実績や所有者からの要望，保全調査の結果を受けて，見直しの検討が必要である。

②　景観特性をいかした町並みの形成

・　道路空間の高質化やストリートファニチャー等の整備により，地区の景観特性がいかされ，歴史を強く表現する町並みの形成が図られている。
・　照明灯などが老朽化しており，早期の改修が望まれる。

③　港との連続性の向上

・　環境物件である堀割から，遊覧ボートが運航しているなど歴史的港湾施設として保存・整備した建造物と港との連続性が保たれ，快適な地区形成が図られている。

第３節　基本目標の検証

本節では，前節で行った「誘導計画」と「保存計画」の検証結果を基に，基本目標の達成状況について検証する。

～以下，昭和６３年度に策定した都市景観形成地域景観形成計画より抜粋～

２．基本目標

①　歴史的環境の保全

当地域の歴史的環境は，地域住民のみならず市民全体が共有する貴重な財産であり，誇りとするものである。

地域住民の共感を育むものとしても，保全し，継承していくことが大切である。

②　居住環境の質的向上

当地域の居住環境は，従来の安全性・保健性・利便性などの主に量的整備の尺度からすれば，決して良好なものとは言い難い。

これらは早急に解消する必要があるが，その際にアメニティ（快適性）といった生活空間の質的な視点が重要であり，景観形成の目標の一つもそこにある。

③　魅力ある環境の創出

当地域は市民の精神的な核・シンボル核として，より魅力ある環境を創出する必要がある。

古い建物の再利用を含め，歴史的環境をいかし，現代の生活様式に適合した，新たな環境の創出が大切である。

１　「歴史的環境の保全」について

・　景観条例を制定し，町並みの規制や誘導，歴史的建造物に対する支援などの取組を行ったことにより，歴史的環境が保全されている。
・　景観形成基準で建築物の高さを制限したことにより，マンションなどの高層建築物等の建設が抑制された。
・　街路空間や港湾空間などの環境整備をしたことにより，地域の景観特性が生かされ，歴史的環境が保全されている。
・　景観登録建築物の登録制度を創設したことにより，これまでの歴史的建造物と併せて，歴史的環境の保全に繋げることができた。
・　歴史的な建造物が再利用され，重要な観光資源となっているが，空家となっている歴史的な建造物があるなど，利活用に向けたさらなる取組が必要である。
・　復原することを想定して伝統的建造物に特定した物件が，復原されずに残っている。
・　伝統的建造物の隣接地が空地となっていたり一般の建築物が立地しているなど，町並みの連続性が乏しい。
・　景観形成基準を定めたものの，一般的な住宅と同様の外観を有する住宅が建築され

ている。

・　基準に合致していない屋外広告物が一部掲出されている。

・　歴史的建造物への補助制度が構造・用途・面積などの区分がなく，補助金額の上限が一律であるなど，実態と乖離している場合がある。

・　歴史的建造物に対する助成制度について，これまでの実績や所有者からの要望，保全調査の結果を受けて，見直しを検討する必要がある。

・　景観登録建築物に対する支援を検討する必要がある。

・　景観登録建築物は 10 件の登録に留まっており，さらなる物件の登録を促進していく必要がある。

・　旧ロシア領事館など利活用されていない歴史的建造物が残っており，その活用策について検討する必要がある。

2　「居住環境の質的向上」について

・　下水道や道路などの整備により居住環境が向上している。

・　主要な街路に樹木や花を植栽し，うるおいのある歩行者空間が創出されている。

・　坂名の由来説明の表示などデザイン性のある案内標識の設置を行い，親しみのある街路づくりを進めている。

・　雨水排水が古い側溝のままであるなど，都市基盤の整備が必要なエリアも残っている。

・　生活道路や坂道など，より安全に利用でき，魅力的な空間にするため，バリアフリー化や道路の高質化などの施策が必要である。

・　植栽による道路の高質化は，主要な街路に留まっており地区全体に広がりがない。

・　地域の居住人口が減少し，コミュニティの維持が困難な状況になりつつある。

・　景観協定の制度を創設したものの，活用されるまでに至っていない。

・　未接道敷地や狭小宅地を解消するなど，安全で快適な居住環境を推進する施策が必要である。

・　共同建て替えや多世代が居住する住宅を推奨する施策が講じられていない。

3　「魅力ある環境の創出」について

・　現在の街路構成を生かし，地域にあった個性的で歴史を感じることのできる街路空間が創出されている。

・　石畳整備や電線の地中化，町並みに調和したストリートファニチャーの設置など，地域にあった個性的で歴史を感じることのできる街路空間が創出されている。

・　歴史的に重要な石垣や煉瓦塀などの指定等により，維持のための補助金を支出するなど支援を行うことで，歴史的な町並みの保存・保全に繋がっている。

・　歴史的建造物のライトアップや街路照明等の一体的な整備により，まとまりのある景観が形成され，夜間景観の魅力が増している。

・　条例制定前に建設された高層住宅はあるものの，景観形成基準の高さ制限等で，高層建築物等の建設が抑制され，地域外からの眺望景観が保全されている。
・　ウォーターフロントの石畳舗装やボードウォークの整備などの修景を施し，魅力ある環境が創出されている。
・　商業施設や，商店街に対する景観誘導が講じられていないこともあり，地域の商店街が衰退する要因の一つになっている。
・　道路の破損やストリートファニチャー，照明灯の老朽化が散見される。
・　石垣などの環境物件の維持・管理は多額の費用がかかることから，その改修が進んでいない。
・　ボードウォークは市民の認知度が低いことから，利用促進のための施策を講じるなどの工夫が望まれる。
・　伝統的建造物群保存地区内に複数の駐車場が整備されたことで，歴史的な町並みの連続性を阻害している。
・　景観形成街路沿いに駐車スペースが設けられるなど，町並みの連続性を失わせるケースもある。
・　良好な眺望景観を有する視点場が未整備となっている箇所も残っている。
・　地域交流まちづくりセンターの改修整備など，地域のシンボルとなる新たな公共施設が整備されたが，民間による新たなランドマーク形成が乏しいことから，投資意欲につながる対策が必要である。
・　景観形成住宅等建築奨励金制度の活用が，年間１～２件と低調となっている。
・　西部地区に居住するための取組が不足していることから，地区の魅力を発信することや，地域の活性化に対する取組が必要である。

第３章　函館市都市景観形成基本計画の検証

第１節　計画概要

平成７年度に策定した全市域を対象とする「函館市都市景観形成基本計画」で定めた計画の目的と構成や，基本目標と基本方針を整理する。

～以下，平成７年度に策定した函館市都市景観形成基本計画より抜粋～

序－函館らしい都市景観の形成をめざして－

３．都市景観形成基本計画の目的と構成

（１）都市景観形成基本計画の目的と位置づけ

この基本計画は，函館市都市景観条例（平成７年函館市条例第１４号）第４条第１項に基づいて策定するもので，都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにすることを目的としている。このため，自然と歴史にはぐくまれた函館らしい都市景観をまもり，そだて，つくるために，広く行政・市民および事業者が共有する基本的方向として，また，函館市都市景観条例の運用にあたっての基本的指針として位置づけられる。

（２）都市景観形成基本計画の構成

この基本計画は，①都市景観形成の基本理念，②都市景観形成の課題，③都市景観形成の基本目標と基本方針，④都市景観形成基本計画，⑤都市景観形成の推進方策，と大きく５つの項目によって構成する。

第３部　都市景観形成の基本目標と基本方針

１．基本目標

● 景観形成の基本目標

- 海，港をいかした景観形成
- 歴史的財産をいかした景観形成
- 魅力ある表玄関づくりと都市の骨格づくり
- 緑と水に親しむ景観形成
- 各拠点が個性をもった景観形成
- 国際性豊かな景観形成
- 地域コミュニティをはぐくむ景観形成
- 市民主体の景観形成
- 函館市民の誇りと愛着と文化性をはぐくむ景観形成

２．基本方針

－函館らしい都市景観の形成をめざして－

（１）函館らしさの保全・強調

函館らしさは，主として函館の地勢や成り立ちによって形づくられているが，それらを保全し，さらに強調していく。

① 地勢の面から

函館圏域の外縁を形成する丘陵・山岳部，扇状に展開する平野部，その突端に位

置する函館山，それらを包み込む海洋部，このような都市の構成・輪郭を保全し，強調する。

② 成り立ちの面から

港湾都市，わが国最初の国際貿易港として開港以来多くの諸外国文化の流入をみたまち，維新の動乱の最後のドラマが演じられたまち，北海道開拓の玄関口，北洋漁業の基地など，函館の成り立ちを表現している景観を保全し，また強調する。

（２）函館の都市景観上の特徴と保全・活用

函館市の都市景観は，他都市にはない多くの特徴をもっているが，それらを保全し，または積極的に活用していく。

① 都市全体を把握できる眺望点をもっていること
② 市街地の夜景が大きな魅力となっていること
③ 景観資源の多くが観光資源としても高い価値をもっていること
④ 豊かな四季の変化をもっていること
⑤ 豊かな水環境をもっていること

（３）豊かな都市環境の実現

都市景観の形成は，個性・特徴の保全・強調・活用のみならず，基本的に豊かな都市環境を実現していくためのものである。

① 緑豊かな都市環境の実現
② 水をいかした都市環境の実現
③ 調和のとれた町並みの形成
④ 個性的な商業地の形成
⑤ 産・学・住の充実した親しみのある工業地の形成

第２節　施策の検証

都市景観形成基本計画は，下記のとおり景観構造の面からの類型化により計画を組み立てる「類型別計画」と，景観を形づくる多様な要素のうち主なものについて計画を組み立てる「要素別計画」によって構成され，その中で基本方針ならびに施策の方向が示されていることから，それぞれの構成要素ごとの基本方針と施策の方向について検証する。

《類型別計画》

(1) 拠点の景観 ・・・1

(2) 軸の景観
- (2)-1　道路軸の景観 ・・・2
- (2)-2　河川軸・水際線の景観 ・・・3

(3) 地区の景観
- (3)-1　住宅地の景観 ・・・4
- (3)-2　商業・業務地の景観 ・・・5
- (3)-3　工業地の景観 ・・・6
- (3)-4　港湾地の景観 ・・・7
- (3)-5　自然・緑地の景観 ・・・8

(4) 眺望景観 ・・・9

(5) 歴史的景観 ・・・10

《要素別計画》

(1) 緑 ・・・11

(2) 水 ・・・12

(3) 光 ・・・13

(4) 歴史 ・・・14

(5) 施設 ・・・15

(6) 社会 ・・・16

１　拠点の景観

（１）基本方針

①　市民が誇れ，集え，憩える場としての拠点づくりを進める。

②　函館らしさを表現する顔として，主要拠点の保全と育成を図る。

③　観光都市としての拠点づくりをさらに進める。

函館駅

（２）施策の方向

①　各拠点の保全・育成と周辺環境の整備

［実施内容］
- 伝統的建造物や環境物件等に対する助成（H1～）
- 景観形成指定建築物等に対する助成（H1～）
- 緑の島の整備（H1～H26）
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- 空港と周辺地域の調和に配慮した親水緑化空間や多目的広場などの整備（H8～H23）
- パブリックアートの設置（H11～H19）
- 函館駅の駅舎の改築や駅前広場の整備（H12～H16）
- はこだてグリーンプラザの整備（H13～H15）
- 函館公園の整備（H14～H21）
- 名勝旧岩船氏庭園（香雪園）整備（H16～H21）
- 五稜郭公園の整備（H22～H23）
- 重要文化財旧函館区公会堂の保存修理（H23～）
- 函館山緑地の整備（随時）

② ランドマークとしての整備・育成

［実施内容］
- 景観形成基準の設定（S63）
- 都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
- 伝統的建造物や環境物件等に対する助成（H1～）
- 景観形成指定建築物等に対する助成（H1～）
- 誘導基準の設定（H7）
- 都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（H７～）
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- 函館駅の駅舎の改築や駅前広場の整備（H12～H16）
- 重要文化財旧函館区公会堂の保存修理（H23～）

③ サイン等の整備

［実施内容］
- 歩行者用案内サインの整備（～H25）
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- 観光案内標識，観光案内板の整備（H19～H21）
- 多言語表記，バリアフリー，ユニバーサルデザインを取り入れた歩行者用案内標識の整備（H21～H24）
- ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン掲載箇所を紹介する案内板の設置（H24）

④ 新たな拠点の創造

［実施内容］
- 誘導基準の設定（H7）
- 都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（H７～）
- 市立函館病院の移転新築（H12）
- 特別史跡五稜郭跡の整備（箱館奉行所）（H17～H22）
- 地域交流まちづくりセンターの整備（H19）
- 臨海研究所（旧函館西警察署）の整備（H19）
- 縄文文化交流センターの整備（H23）
- 函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業（キラリス函館）（H25～H28）
- 函館本町地区優良建築物等整備事業（シエスタハコダテ）（H26～H28）
- 国際水産・海洋総合研究センターの整備（H26）
- 函館アリーナの整備（H27）

（３）考察

・　地域交流まちづくりセンターや函館アリーナなどの景観に配慮した公共施設の整備により，市民が集える新たな拠点が創出された。
・　伝統的建造物群保存地区や特別史跡五稜郭跡の保存・育成を進め，ランドマークとしての函館らしさを表現する顔づくりがされた。
・　交通結節点の函館駅前広場の整備や，景観に調和した案内標識の整備などを進め，観光都市としてふさわしい環境が創出された。
・　函館山緑地などの自然景観の保全を進め，市民が憩える場が整備された。
・　拠点景観の整備が，西部地区や函館駅前・大門地区などの一部地域に偏在しており，充分となっていない。
・　サイン等の整備は進んでいるものの，老朽化のため景観にも悪影響を与えており，改修が必要となっているほか，情報の更新や多言語化表示などの対応も必要となっている。
・　「公共空間のあり方についての指針」の制定から時間が経過し，内容の更新や推進システムの再構築が必要となっている。
・　老朽化したベンチや四阿（あずまや）があるなど，早期の更新や適切な管理が望まれている。

2　道路軸の景観

（１）基本方針

①　各道路のもつ機能に応じ景観に配慮した整備を推進する。

②　６放射４環状線の整備と緑化を推進する。

③　マストラ強化軸の整備を行い沿道の活性化を推進する。

④　遊歩道を含めた歩行者空間のネットワークづくりを推進する。

⑤　緑の軸線づくりを推進する。

⑥　沿道の建築物などと一体となった道路空間を形成する。

⑦　坂道の石畳化など個性ある道路整備を推進する。

⑧　サイン等の計画的整備を行いわかりやすい道路づくりを進める。

石川新道

（２）施策の方向

①　緑化の推進

［実施内容］　・　ポケットパークの整備（H7）

・　フラワーバスケットの設置（H11）

・　沿道花いっぱい運動の実施（ボランティアサポート）（H17～）

・　街路樹の植栽（随時）

②　街路照明の計画的整備

［実施内容］　・　街路照明の整備（随時）

③　歩行者空間の整備とネットワーク形成

［実施内容］
- 歩行者用案内サインの整備（～H25）
- ポケットパークの整備（H7）
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- 段差の解消など安全で快適に利用できる道路づくり（H10～H11）
- パブリックアートの設置（H11～H19）
- 観光客が安心して歩くことができる道路環境の創出（H21～H25）
- ときわ通の歩道整備（H26）
- 西部地区の歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳整備（随時）
- 高齢者・障がい者にやさしい道づくり事業の実施（随時）
- 通学路安全対策の推進（随時）

④　沿道の建築物等の景観上の配慮

［実施内容］
- 誘導基準の設定（H7）
- 都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（Ｈ７～）
- 屋外広告物条例による規制（H17～）

⑤　地域特性をいかし各道路の機能に応じた道路空間の整備

［実施内容］
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- パブリックアートの設置（H11～H19）
- 街並み景観と調和した市電停留場の整備（H25～）
- 函館駅前通の電線共同溝整備に伴う各種事業の推進（H26～）
- 西部地区の歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳整備（随時）

⑥　わかりやすく整った道路空間の整備

［実施内容］
- 電線類の地中化（H5～H16）
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- 屋外広告物条例による規制（H17～）
- 街並み景観と調和した市電停留場の整備（H25～）
- 函館駅前通の電線共同溝整備に伴う各種事業の推進（H26～）
- 新外環状道路の整備に伴う道路案内標識の整備（H26～）

（３）考察

・　主要な道路軸は，その機能に応じた街路樹の植栽やフラワーバスケットの設置のほか，市民協働による沿道花いっぱい運動の実施などにより，緑化が推進された。
・　函館駅前通りなどの主要な道路は，電線地中化や街路灯のグレードアップなどにより，景観に配慮した整った道路空間の形成が進められた。
・　地域の景観にあったパブリックアートの設置などによる歩行者空間の演出により，沿道の都市景観が活性化された。
・　案内サインの計画的整備を行うとともに，高質なデザインの市電停留場を整備するなど，わかりやすい道路空間の整備がなされた。
・　景観条例に基づく建築物の誘導や，屋外広告物条例による規制が充分ではない地域について，規制強化の検討が必要である。
・　西部地区の坂道などの道路整備は進んでいるものの，いまだに高質化が未実施の道路が残っている。
・　緑化や電線地中化などの景観に配慮した道路空間の整備は，一部の主要道路に留まっている。
・　街路灯などの老朽化が進み，沿道景観に悪影響を与えている道路もある。

３　河川軸・水際線の景観

（１）基本方針

①　河川，海辺の水を美しく保つ。

②　河川，海辺のもつオープンスペースの魅力を最大限いかす。

③　緑化に努める。

④　護岸は安全性を保ちつつ親水性の向上に努める。

⑤　沿線の建築物などと一体となった水辺空間を形成する。

⑥　水と緑のネットワークづくりを進める。

啄木小公園

（２）施策の方向

①　緑化の推進

［実施内容］　・　河川敷の緑化や階段式護岸・散策路，親水公園などの整備（随時）

・　河川改修事業の促進（随時）

②　オープンスペースの確保と河川敷および水際線の整備

［実施内容］　・　親水プロムナードの整備（H3～）

・　公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）

・　湯の川温泉橋小公園内の足湯整備（H19）

・　函館湯川漁港交流広場の整備（H24～H25）

・　河川改修事業の促進（随時）

・　海岸保全事業の促進（随時）

③　周囲の建築物等の景観上の配慮

［実施内容］　・　誘導基準の設定（H7）

・　都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（Ｈ７～）

・　屋外広告物条例による規制（H17～）

④　水質の保全・浄化

［実施内容］　・　河川の浄化対策（H13～H23）

・　河川改修事業の促進（随時）

・　海岸保全事業の促進（随時）

・　下水道施設の整備推進（随時）

・　合併処理浄化槽の普及促進（随時）

（３）考察

・　河川の浄化対策や下水道施設の整備促進などにより，河川や海辺の水質保全が図られた。

・　河川敷の緑化や階段式護岸・散策路，親水公園などの整備により，河川や海辺の魅力が創出された。

・　親水プロムナードの整備により，函館港の現存する歴史的石積護岸などを再生復原し，豊かな景観形成をはかり，水際線の整備がなされた。

・　景観条例に基づく建築物の誘導や，屋外広告物条例による規制により，水辺空間の建築物等の景観に対する配慮が促進された。

・　親水空間の整備は，一部の河川や水際線に留まっている。

・　水と緑の一体整備は進んでいるが，ネットワーク化されている状態には至っていない。

・　ベンチなどのストリートファニチャーが老朽化していることや，除草などの管理が充分でないエリアもある。

4　住宅地の景観

（１）基本方針

①　緑豊かな，ゆとりある住宅地をつくる。

②　コミュニティを育む住宅地をつくる。

③　一定の秩序をもった，個性豊かな住宅地の創出を図る。

④　魅力ある中心ゾーンの育成を図る。

⑤　生活環境の充実を図る。

石川町

（２）施策の方向

①　周辺環境などとの調和

［実施内容］
- 景観形成基準の設定（S63）
- 都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
- 誘導基準の設定（H7）
- 都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（Ｈ７～）

②　建物相互の調和

［実施内容］
- 景観形成基準の設定（S63）
- 都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
- 地区計画制度の導入（H5）
- 誘導基準の設定（H7）
- 都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（Ｈ７～）

③　生活環境の整備

［実施内容］・公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
・街区公園の整備（随時）
・近隣公園の整備（随時）
・地区公園の整備（随時）
・緑地の整備（随時）

④　歴史・文化の尊重

［実施内容］・景観形成基準の設定（S63）
・都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
・伝統的建造物や環境物件等に対する助成（H1～）
・景観形成指定建築物等に対する助成（H1～）
・景観形成住宅等建築奨励金制度（H17～）

⑤　既成市街地の整備

［実施内容］・公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
・市営住宅の整備（随時）
・道営住宅の整備（随時）

⑥　新市街地の整備

［実施内容］・景観形成基準の設定（S63）
・都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
・土地区画整理事業の推進（随時）

⑦　自主的な取り組みの推奨

［実施内容］・景観形成市民団体の活動への支援（H1～）
・景観協定に係る活動への支援（H2～）

⑧　指針等の提示

［実施内容］・景観デザイン指針による誘導（H24～）

（３）考察

・　地区計画制度の導入により，地区特性に応じた市街地の形成が図られた。
・　土地区画整理事業等による公園の整備や，生活道路の拡幅整備が行われ，緑豊かなゆとりある住宅地が形成された。
・　西部地区では，景観条例による誘導や景観形成住宅等建築奨励金制度などにより，地域の個性にあった住宅の形成が促進された。
・　景観に配慮した公営住宅の建設を進め，先導的な役割を一定程度努めた。
・　景観協定の実績が皆無で，民間主体の景観に一定の秩序を持った持続可能な住宅地の形成がされなかった。
・　住宅地の景観に関するコミュニティの形成促進の活動を行ってこなかった。

5　商業・業務地の景観

（１）基本方針

①　魅力ある景観をつくる。

②　にぎわいのある景観をつくる。

③　それぞれの地区の特性をいかした個性豊かな景観をつくる。

④　函館の特性(海，港，交流など)を共通項としていかす。

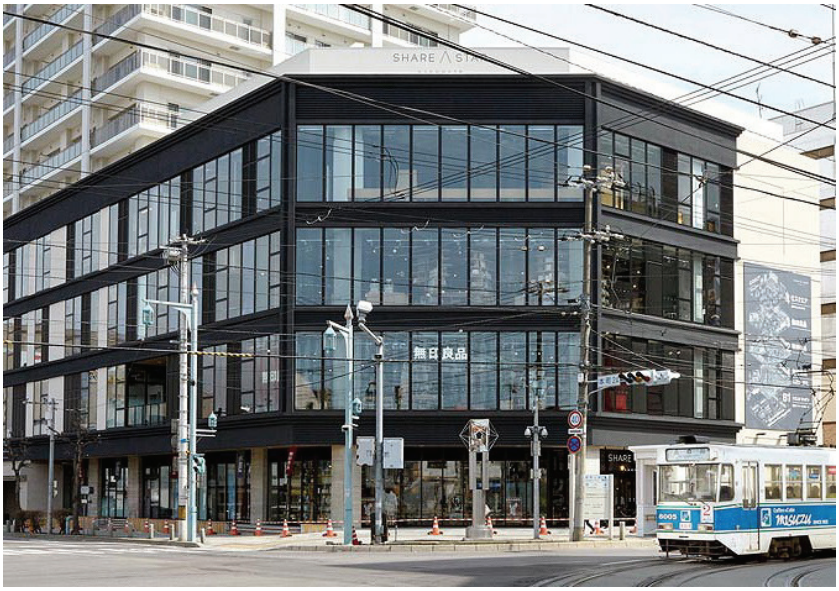

シエスタハコダテ

（２）施策の方向

①　個性・イメージの強調

［実施内容］
- 函館駅の駅舎の改築や駅前広場の整備（H12～H16）
- はこだてグリーンプラザの整備（H13～H15）
- 函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業（キラリス函館）（H25～H28）
- 函館本町地区優良建築物等整備事業（シエスタハコダテ）（H26～H28）
- 函館アリーナの整備（H27）

②　統一感・一体感の形成

［実施内容］
- 誘導基準の設定（H7）
- 都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（H７～）
- 屋外広告物条例による規制（H17～）
- 函館駅前通の電線共同溝整備に伴う各種事業の推進（H26～）

③　にぎわいと楽しさの演出

［実施内容］
- 八幡坂イルミネーション（H9～）
- 函館クリスマスファンタジー（H10～）
- 湯の川温泉橋小公園内の足湯整備（H19）
- 光の小径（ワックスキャンドルの設置）（H21～H25）
- 函館駅前広場でのイルミネーションの実施（H26～）

④　道路・広場の整備

［実施内容］
- ポケットパークの整備（H7）
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- 湯の川温泉街活性化事業（H8～H10）
- 段差の解消など安全で快適に利用できる道路づくり（H10～H11）
- パブリックアートの設置（H11～H19）
- 函館駅の駅舎の改築や駅前広場の整備（H12～H16）
- はこだてグリーンプラザの整備（H13～H15）
- 観光客が安心して歩くことができる道路環境の創出（H21～H25）
- 函館駅前花いっぱい業務（H24～）
- 街並み景観と調和した市電停留場の整備（H25～）
- ときわ通の歩道整備（H26）
- 西部地区の歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳整備（随時）
- 高齢者・障がい者にやさしい道づくり事業の実施（随時）
- 街路樹の植栽（随時）

⑤　周辺環境との連携

［実施内容］
- 市道中臨港通美装化事業（開港通り）（H28～）

⑥　都心部の整備

［実施内容］
- 誘導基準の設定（H7）
- 都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（H７～）
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- パブリックアートの設置（H11～H19）
- 函館駅の駅舎の改築や駅前広場の整備（H12～H16）
- はこだてグリーンプラザの整備（H13～H15）
- 函館駅前花いっぱい業務（H24～）
- 函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業（キラリス函館）（H25～H28）
- 街並み景観と調和した市電停留場の整備（H25～）
- 函館駅前通の電線共同溝整備に伴う各種事業の推進（H26～）

⑦　自主的な取り組みの推奨

［実施内容］　・　景観形成市民団体の活動への支援（H1～）

・　景観協定に係る活動への支援（H2～）

（３）考察

・　函館アリーナなどの公共施設の整備のほか，再開発事業の推進等により，地域の特性をいかした魅力ある景観づくりがなされた。
・　イルミネーションなどのイベントにより，光を効果的に演出した，にぎわいのある景観が創出された。
・　函館の玄関口である函館駅前広場の整備など，函館の特性をいかした個性豊かな景観づくりを行った。
・　景観条例や屋外広告物条例に基づく景観誘導を行い，統一感や一体感の形成とともに，周辺環境とも調和した景観が創出された。
・　地区の特性をいかした景観整備が一部地域に偏在しており，充分となっていない。
・　一部商業地では屋外広告物が無秩序に掲出されており，規制の有効性について検討が必要となっている。
・　都市景観形成地域は有効な景観形成基準を有し誘導を行っているが，他の市域では基準の表現が不明確のため誘導性が乏しい。

6　工業地の景観

（１）基本方針

①　未来を象徴する工業地景観を創出する。

②　周辺環境と共存できるクリーンな環境をつくる。

③　既設工場・工業地内は，周辺緑化・修景に努める。

函館臨空工業団地

（２）施策の方向

①　オープンスペースの確保と緑化の推進

［実施内容］　・　函館臨空工業団地の造成による緑地の整備（S63～H15）

・　土地区画整理事業による公園・緑地の整備（H5～H11）

・　地区計画による敷地周辺の緑化の誘導（H5～）

・　誘導基準の設定（H7）

②　周辺環境との調和

［実施内容］　・　誘導基準の設定（H7）

・　都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（Ｈ７～）

③　水際環境との調和

［実施内容］　・　誘導基準の設定（H7）

・　都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（Ｈ７～）

（３）考察

・　函館臨空工業団地の造成や土地区画整理事業による公園・緑地の整備により，緑化が推進された。

・　地区計画により，西桔梗南地区では，敷地周辺の緑化が誘導された。

・　工業地に適した誘導基準を有していないことから，適切な景観誘導が行われていない。

7　港湾地の景観

（１）基本方針

①　魅力ある美しい港をつくる。

②　親水性の高いウォーターフロントを整備する。

③　観光やレクリエーションの場としての機能を充実する。

④　市民が親しむ眺望点を整備する。

⑤　流通・産業の場にもうるおいをもたせる。

青函連絡船記念館摩周丸

（２）施策の方向

①　うるおいのある環境の整備

［実施内容］
- 緑の島の整備（H1～H26）
- 親水プロムナードの整備（H3～）
- 青函連絡船記念館摩周丸の保存活用（H15～）
- 弁天地区緑地整備（H24～）
- 国際水産・海洋総合研究センターの整備（H26）
- 末広地区における親水空間の充実・強化（H28～）

②　ウォーターフロントの整備

［実施内容］
- 緑の島の整備（H1～H26）
- 親水プロムナードの整備（H3～）
- 弁天地区緑地整備（H24～）
- 末広地区における親水空間の充実・強化（H28～）

③　オープンスペースの確保と緑化の推進

［実施内容］・　景観形成基準の設定（S63）
・　緑の島の整備（H1～H26）
・　誘導基準の設定（H7）
・　弁天地区緑地整備（H24～）
・　末広地区における親水空間の充実・強化（H28～）

④　建築物等の景観上の配慮

［実施内容］・　景観形成基準の設定（S63）
・　都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
・　誘導基準の設定（H7）
・　都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（Ｈ７～）
・　景観デザイン指針による誘導（H24～）

⑤　ランドマークの創出

［実施内容］・　青函連絡船記念館摩周丸の保存活用（H15～）
・　国際水産・海洋総合研究センターの整備（H26）

（３）考察

・　緑の島や国際水産・海洋総合研究センターの整備などにより，うるおいのある環境が整い，ランドマークの創出やレクリエーションの場がつくられた。
・　親水プロムナードの整備や，青函連絡船記念館摩周丸の保存などにより，市民が親しむ眺望点が整備された。
・　親水性の高いウォーターフロントの整備は，国有地に分断され，連続性が無い。
・　良好な親水空間や眺望点の場所が認知されていないとともに，眺望点が未整備となっている。

8　自然・緑地の景観

（１）基本方針

①　函館山および北部丘陵地・山岳部の緑を保全する。

②　市街地内の緑の量を増やす。

③　市街地内に緑豊かな公園・緑地を適正に配置する。

④　緑化運動，緑化協定等によりコミュニティの中に緑の量を確保・担保する。

函館山

（２）施策の方向

①　市街地周辺の自然環境の保全

［実施内容］　・　恵みの森づくり事業の実施（H17～H26）
・　函館山緑地の整備（随時）
・　市有林の整備（随時）

②　自然環境と調和した自然・緑地の整備・活用

［実施内容］　・　千代台公園の整備（～H12）
・　市民の森整備（～H13）
・　函館公園の整備（H14～H21）
・　五稜郭公園の整備（H22～H23）
・　函館山緑地の整備（随時）

③　公園・緑地の計画的整備

［実施内容］　・　公園施設の長寿命化対策の実施（H23～）
・　街区公園の整備（随時）
・　近隣公園の整備（随時）
・　地区公園の整備（随時）
・　緑地の整備（随時）

④　市民と一体となった緑化推進

［実施内容］　・　沿道花いっぱい運動の実施（ボランティアサポート）（H17～）
・　恵みの森づくり事業の実施（H17～H26）
・　花と緑のパートナーシップ事業の実施（随時）

（３）考察

・　市有林の整備により，北部丘陵地・山岳部の緑は保全された。
・　市民の森の整備のほか，街区公園などの整備により，自然環境の充実が図られた。
・　沿道花いっぱい運動や花と緑のパートナーシップ事業の実施によって，市民と一体となった緑化活動が推進された。

9　眺望景観

（１）基本方針

①　函館山および北部丘陵地・山岳部の緑を保全する。

②　市街地を望む眺望点を保全し，整備する。

③　眺望の対象となるものを保全し，育成する。

④　身近な眺望点を保全し，周辺環境を整備する。

函館山からの眺望

（２）施策の方向

①　市街地周辺の自然環境の保全

［実施内容］　・　函館山緑地の整備（随時）

②　高層・大規模建築物等の景観上の配慮

［実施内容］　・　高度地区の設定による建築物の高さ制限（H3～）

・　誘導基準の設定（H7）

・　都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（H７～）

③　ランドマークの育成

［実施内容］・伝統的建造物や環境物件等に対する助成（H1～）
・景観形成指定建築物等に対する助成（H1～）
・誘導基準の設定（H7）
・都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（H７～）
・八幡坂通，二十間坂通，日和坂通の石畳整備（H7～H25）
・公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
・函館駅の駅舎の改築や駅前広場の整備（H12～H16）
・啄木小公園の整備（H17）
・重要文化財旧函館区公会堂の保存修理（H23～）
・函館山山頂広場や立待岬広場の駐車場・展望施設棟の整備（随時）

④　眺望点の保全と整備

［実施内容］・函館山山頂広場の整備（随時）

（３）考察

・　函館山山頂広場の整備によって，眺望点の高質化がなされた。
・　景観条例に基づく誘導基準の設定や高度地区の設定による建築物の高さ制限などによって，眺望対象が保全された。
・　八幡坂や中央ふ頭など，良好な眺望点の周辺環境の整備が充分でない場所があるため，対策が必要である。
・　良好な眺望点の育成が充分ではないため，新たな眺望点の創出とともに，周辺環境の整備を進める必要がある。

10　歴史的景観

（１）基本方針

①　西部地区の歴史的景観の保全・保存策を強化する。

②　特別史跡五稜郭跡とその周辺を保存・整備・修景する。

③　その他の史跡等の歴史的遺産を保存し，その周辺を整備する。

④　歴史的な産業遺産などを活用する。

箱館奉行所

（２）施策の方向

①　西部地区の歴史的環境の保全

［実施内容］
- 景観形成基準の設定（S63）
- 都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
- 伝統的建造物や環境物件等に対する助成（H1～）
- 景観形成指定建築物等に対する助成（H1～）
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- 景観形成住宅等建築奨励金制度（H17～）
- 重要文化財旧函館区公会堂の保存修理（H23～）
- 歴史的建造物の継承・活用の推進（H27～）
- 西部地区の歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳整備（随時）

②　特別史跡五稜郭跡およびその周辺の整備

［実施内容］
- 特別史跡五稜郭跡の整備（箱館奉行所）（H17～H22）
- 五稜郭公園の整備（H22～H23）

③　歴史的遺産の活用

［実施内容］・　旧岩船氏庭園（香雪園）の名勝指定（H13）
・　青函連絡船記念館摩周丸の保存活用（H15～）
・　史跡四稜郭環境整備（H16）
・　縄文文化交流センターの整備（H23）

④　市民と一体となった推進

［実施内容］・　景観形成市民団体の活動への支援（H1～）
・　景観協定に係る活動への支援（H2～）
・　開港５都市景観まちづくり会議（H5～）
・　景観整備機構指定制度（H27～）

⑤　公共建築物の保全・活用

［実施内容］・　重要文化財旧函館区公会堂の保全・活用（随時）
・　北海道指定有形文化財旧開拓使函館支庁書籍庫の保全・活用（随時）
・　地域交流まちづくりセンターの保全・活用（随時）
・　旧函館検疫所台町措置場（ティーショップタ日）の保全・活用（随時）
・　旧市立函館図書館の保全・活用（随時）
・　函館市公民館の保全・活用（随時）
・　特別史跡五稜郭跡の保全・活用（随時）
・　旧イギリス領事館の保全・活用（随時）
・　臨海研究所（旧函館西警察署）の保全・活用（随時）

（３）考察

・　伝統的建造物や環境物件等に対する助成や景観形成指定建築物等に対する助成などにより，西部地区の歴史的景観が保存・保全された。
・　特別史跡五稜郭跡の整備などにより，五稜郭の歴史的環境が保全された。
・　縄文文化交流センターが道の駅と併設され，接続する道路も整備されるなど，歴史的遺産が活用されるとともに，その周辺が整備された。
・　開港５都市景観まちづくり会議の開催によって，歴史的景観の保全に係る市民活動が促進された。
・　旧ロシア領事館など利活用されていない歴史的建造物が残っており，その活用策について検討する必要がある。
・　老朽化している歴史的建造物があるため，助成制度を利用した改修などを促進する必要がある。
・　歴史的建造物に対する助成制度について，これまでの実績や所有者からの要望，保全調査の結果を受けて，見直しを検討する必要がある。

11　緑

（１）基本方針

都市景観の形成に効果的な緑化を目指し，市街地における緑のネットワーク形成を図るとともに，身近な環境での緑化を推進する。

函館駅前広場

（２）計画の指針

①　公共空間において緑を整備する

［実施内容］
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- フラワーバスケットの設置（H11）
- 函館公園の整備（H14～H21）
- 五稜郭公園の整備（H22～H23）
- 街路樹の植栽（随時）
- 河川敷の緑化（随時）

②　地域・場所を緑で特色づける

［実施内容］
- 沿道花いっぱい運動の実施（ボランティアサポート）（H17～）
- 街路樹の植栽（随時）

③　施設を緑で修景する

［実施内容］
- 景観形成基準の設定（S63）
- 誘導基準の設定（H7）
- 景観デザイン指針による誘導（H24～）

④　身近な環境での緑化を推進する

［実施内容］
- 景観形成基準の設定（S63）
- 誘導基準の設定（H7）
- 沿道花いっぱい運動の実施（ボランティアサポート）（H17～）
- 景観デザイン指針による誘導（H24～）
- 函館駅前花いっぱい業務（H24～）
- 花と緑のパートナーシップ事業の実施（随時）

（３）考察

- 函館公園や河川敷の整備のほか，街路樹の植栽や沿道花いっぱい運動による緑化運動などにより身近な環境での緑化が推進された。
- 緑の増加は進んでいるが，ネットワーク化されている状態までには至っていない。
- 施設の緑化による修景は充分ではない。
- 住宅地での生垣や前庭部の植栽など，身近な環境での緑化が充分でない地域がある。

12　水

（１）基本方針

海岸・港・河川といった水空間を活用し，市民が水と親しむことのできる水辺空間をつくる。また，公園などのオープンスペースに積極的に水を導入し，効果的な演出を行うことにより，水と緑が調和した，特徴ある都市景観形成を図る。

函館公園

（２）計画の指針

①　水辺を親しみのある場に整備する

［実施内容］
- 親水プロムナードの整備（H3～）
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- 河川敷の緑化や階段式護岸・散策路，親水公園などの整備（随時）

②　都市空間に柔らかさを与える

［実施内容］
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- 函館公園の整備（H14～H21）
- 湯の川温泉橋小公園内の足湯整備（H19）
- 熱帯植物園の整備（H24）
- 国際水産・海洋総合研究センターの整備（H26）

③　地域・場所の景観を特徴づける

［実施内容］
- 昭和公園の整備（H7～H13）
- 函館公園の整備（H14～H21）
- 戸井ウォーターパークの整備（H24）

④　水質を保全し浄化する

［実施内容］・河川の浄化対策（H13～H23）
・河川改修事業の促進（随時）
・海岸保全事業の促進（随時）
・下水道施設の整備推進（随時）
・合併処理浄化槽の普及促進（随時）
・町会，ボランティア団体等による清掃活動の促進（随時）
・環境ふれあい教室の実施（随時）
・小中学校における環境教育の推進（随時）

（３）考察

・　函館公園や昭和公園などの整備に併せ，噴水などの水を活用した空間整備が行われたことにより，特徴ある都市景観が形成された。
・　河川敷の緑化や階段式護岸・散策路，親水公園などの整備により，河川や海辺の魅力が創出された。
・　町会，ボランティア団体等による海岸・河川の清掃活動により，水辺空間の環境が向上した。
・　環境に関する教室の実施などにより，海岸や河川の環境保全の意識が高まった。
・　河川の浄化対策や下水道施設の整備促進などにより，河川や海辺の水質保全が図られた。
・　親水空間の整備は，一部の河川や水際線に留まっている。
・　親水空間に設置されているベンチなどのストリートファニチャーが老朽化していることや，除草・除雪などの管理が不充分となっているエリアもある。

13　光

（１）基本方針

市街地の夜景を保全し，より魅力あるものとするとともに，観光地や中心商業・業務地における夜間景観の魅力的な演出に努める。

函館山からの夜景

（２）計画の指針

①　市街地の夜景の保全と魅力化を図る

［実施内容］　・　歴史的建造物のライトアップ（H2～H21）
　　・　ガス灯風街路灯の整備（H2～H21）

②　光を楽しむ機会をつくる

［実施内容］　・　八幡坂イルミネーション（H9～）
　　・　函館クリスマスファンタジー（H10～）
　　・　光の小径（ワックスキャンドルの設置）（H21～H25）
　　・　函館駅前広場でのイルミネーションの実施（H26～）

③　地区の特性を引き立たせる

［実施内容］　・　函館駅前通の無電柱化に伴う街路灯等グレードアップ（H28～）
　　・　夜間の犯罪防止等のための町会等による街路灯設置の促進（随時）

④　特徴ある景観を光で修景し演出する

［実施内容］　・　歴史的建造物のライトアップ（H2～H21）
　　・　ガス灯風街路灯の整備（H2～H21）

（３）考察

・　歴史的建造物のライトアップやガス灯風街路灯の整備のほか，イルミネーションなどのイベントにより，光を効果的に演出した，にぎわいのある景観が創出された。

・　函館山から眺望できる夜景の光量や色が変化しており，魅力ある夜景づくりのための対策が必要である。

・　夜間景観の視点場の開発が遅れており，多様な夜景の提供がなされていない。

・　照明による都市空間の演出を行っている地区は，西部地区や函館駅前・大門地区などの一部地域に偏在しており，他の地域への広がりがない。

14　歴史

（１）基本方針

西部地区の歴史的景観や史跡・文化財建造物の保全・保存と環境整備を行うとともに，市民の歴史に対する理解を深め，身近な歴史的な遺産がいかされる環境づくりに努める。

特別史跡五稜郭跡

（２）計画の指針

①　西部地区の歴史的景観の保全と育成を図る

［実施内容］
- 景観形成基準の設定（S63）
- 都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
- 伝統的建造物や環境物件等に対する助成（H1～）
- 景観形成住宅等建築奨励金制度（H17～）
- 重要文化財旧函館区公会堂の保存修理（H23～）
- 歴史的建造物の継承・活用の推進（H27～）
- 西部地区の歴史的町並みを生かした車道や歩道の石畳整備（随時）

②　史跡や文化財建造物の保存と周辺整備を行う

［実施内容］
- 史跡四稜郭環境整備（H16）
- 重要文化財北海道志海苔中世遺構出土銭の保存整備（H16～H20）
- 特別史跡五稜郭跡の整備（箱館奉行所）（H17～H22）
- 五稜郭公園の整備（H22～H23）

③　身近な歴史的な遺産を活用する

［実施内容］
- 旧岩船氏庭園（香雪園）の名勝指定（H13）
- 青函連絡船記念館摩周丸の保存活用（H15～）
- 旧函館検疫所台町措置場（ティーショップタ日）の保全・活用（随時）
- 縄文文化交流センターの整備（H23）
- 旧市立函館図書館の保全・活用（随時）
- 函館市公民館の保全・活用（随時）
- 臨海研究所（旧函館西警察署）の保全・活用（随時）

④　市民と一体となって推進する

［実施内容］
- 景観形成市民団体の活動への支援（H1～）
- 開港５都市景観まちづくり会議（H5～）
- こども町並み観察隊の実施（H9～H23）
- 見て，聴いて，考える町並みの実施（H21～）
- 小学生に対する啓発パンフレットの配布（H26～H29）
- 景観整備機構指定制度（H27～）
- パンフレットの作成等（随時）

（３）考察

- 特別史跡五稜郭跡の整備などにより，五稜郭の保存・保全がなされた。
- パンフレット等による景観形成指定建築物等の周知のほか，都市景観に関連する市民参加行事や教育活動を実施し，西部地区の歴史的景観に対する市民理解に努めた。
- 縄文文化交流センターが整備された東部地区では，景観に関する調査もされておらず，将来的な姿もイメージされていない。
- 景観に関する市民参加の取組が少なく，市民と一体となった景観づくりを推進する必要がある。

15　施設

（１）基本方針

建築物・工作物の形態，色彩等については，周辺環境に対する配慮を促し，周辺の景観と調和し，個性的でわかりやすい都市空間の形成に努めるとともに，人にやさしい施設づくり，都市環境づくりの推進に努める。また，ストリートファニチャー類や屋外広告物の計画的整備と色彩等の誘導に努める。

元町公園

（２）計画の指針

①　公共施設のデザインの向上を図る

［実施内容］
- 景観形成基準の設定（S63）
- 誘導基準の設定（H7）
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- 景観アドバイザーによる技術的支援（H15～）
- 景観デザイン指針による誘導（H24～）

②　建築物・工作物の景観上の配慮を促す

［実施内容］
- 景観形成基準の設定（S63）
- 都市景観地域内の届出制度，届出に対する助言・指導（S63～）
- 誘導基準の設定（H7）
- 都市景観形成地域以外の届出制度，届出に対する助言・指導（H７～）
- 景観アドバイザーによる技術的支援（H15～）

③　人にやさしい施設づくりを推進する

［実施内容］
- 段差の解消など安全で快適に利用できる道路づくり（H10～H11）
- 観光客が安心して歩くことができる道路環境の創出（H21～H25）
- 福祉のまちづくり施設整備補助対象箇所の拡充（H25～）
- 高齢者・障がい者にやさしい道づくり事業の実施（随時）
- 通学路安全対策の推進（随時）

④　ストリートファニチャー類のデザインの向上と整備を進める

［実施内容］
- 歩行者用案内サインの整備（～H25）
- ガス灯風街路灯の整備（H2～H21）
- 公共空間のあり方についての指針による誘導（H8～）
- 観光案内標識，観光案内板の整備（H19～H21）
- 多言語表記，バリアフリー，ユニバーサルデザインを取り入れた歩行者用案内標識の整備（H21～H24）
- ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン掲載箇所を紹介する案内板の設置（H24）
- まちあるき休憩ベンチ整備（H25～H26）

⑤　屋外広告物の適切な誘導を行う

［実施内容］
- 屋外広告物条例による規制（H17～）

⑥　行政，市民，事業者が一体となって推進する

［実施内容］
- 西部地区歴史的景観賞の実施（H1～H6）
- 都市景観賞の実施（H7～）
- パンフレットの作成等（随時）

（３）考察

・　公共施設の整備は「公共空間のあり方についての指針」に基づき，景観に配慮して進められた。
・　景観条例や屋外広告物条例に基づく景観誘導を行い，統一感や一体感の形成とともに，周辺環境とも調和した景観が創出された。
・　都市景観賞を実施し，都市景観に配慮した優れた建築物や，よりよい景観づくりのための活動をしている団体・個人を表彰することで，市民意識の啓発を図った。
・　「公共空間のあり方についての指針」の制定から時間が経過し，内容の更新や推進システムの再構築が必要となっている。
・　一部商業地では屋外広告物が無秩序に掲出されており，規制の有効性について検討が必要となっている。
・　都市景観形成地域は有効な景観形成基準を有し誘導を行っているが，他の市域では基準の表現が不明確のため誘導性が乏しい。
・　都市景観賞の実施時期の見直しや賞の細分化，景観賞フォーラムの開催など，より効果的な実施方法を検討する必要がある。

16　社会

（１）基本方針

様々な分野でのデザインの向上に努めるとともに，市民一人ひとりが都市の景観を形づくる意識の高揚と普及を図る。

函館駅前広場イルミネーション

（２）計画の指針

①　様々な分野でのデザインの向上を図る

［実施内容］
- 中心市街地トータルデザインの策定（H24）
- 車体広告（カラー電車）デザインガイドラインの策定（H26）

②　公共の場などにおけるごみの散乱をなくす

［実施内容］
- ごみ減量・再資源化優良店等認定制度の推進（H10～）
- 小型家電リサイクルの推進（H26～）
- 町会，ボランティア団体等による清掃活動の促進（随時）
- 生ごみの減量化対策の推進（随時）
- 集団資源回収の促進（随時）
- レジ袋削減の取り組みの推進（随時）

③　都市の景観を共に楽しみ，形づくる

［実施内容］
- 西部地区歴史的景観賞の実施（H1～H6）
- 開港５都市景観まちづくり会議（H5～）
- 都市景観賞の実施（H7～）
- こども町並み観察隊の実施（H9～H23）
- 見て，聴いて，考える町並みの実施（H21～）
- 光の小径（ワックスキャンドルの設置）（H21～H25）
- 五稜郭築造 150 年祭の開催（H26）
- 小学生に対する啓発パンフレットの配布（H26～H29）
- 函館駅前広場でのイルミネーションの実施（H26～）
- パンフレットの作成等（随時）

（３）考察

- 市民活動団体や町会等による景観活動や公共の場の清掃活動を促進し，市民の景観や環境に対する意識の高揚が図られた。
- 都市景観賞を実施し，都市景観に配慮した優れた建築物や，よりよい景観づくりのための活動をしている団体・個人を表彰することで，市民意識の啓発を図った。
- 景観に関する市民参加の取組が少なく，市民と一体となった景観づくりを推進する必要がある。
- 都市景観賞の実施時期の見直しや賞の細分化，景観賞フォーラムの開催など，より効果的な実施方法を検討する必要がある。
- 景観アドバイザーによる技術的なアドバイスを行っても実施されないケースもあり，効果的な運用のための検討が必要である。
- 建築物等の除却に対する届出や適合通知の有効性が乏しいことから，改善の必要性がある。
- 都市景観形成地域を除く市域において，建築物等の除却に係る届出時の適合判断が形骸化しているため，届出を不要とするなど，検討する必要がある。

第３節　基本方針の検証

本節では，前節で行った「類型別計画」と「要素別計画」の検証結果を基に，基本方針の達成状況について検証する。

～以下，平成７年度に策定した函館市都市景観形成基本計画より抜粋～

２．基本方針

－函館らしい都市景観の形成をめざして－

（１）函館らしさの保全・強調

函館らしさは，主として函館の地勢や成り立ちによって形づくられているが，それらを保全し，さらに強調していく。

（２）函館の都市景観上の特徴と保全・活用

函館市の都市景観は，他都市にはない多くの特徴をもっているが，それらを保全し，または積極的に活用していく。

（３）豊かな都市環境の実現

都市景観の形成は，個性・特徴の保全・強調・活用のみならず，基本的に豊かな都市環境を実現していくためのものである。

１　「函館らしさの保全・強調」について

・　函館山緑地や市有林の整備により，自然景観の保全を進め，市民が憩える場が整備されたことにより，函館らしさが保全・強調されている。
・　主要な道路軸は，その機能に応じた街路樹の植栽やフラワーバスケットの設置のほか，市民協働による沿道花いっぱい運動の実施などにより，緑化が推進されている。
・　特別史跡五稜郭跡の整備や縄文文化交流センターの新設など，歴史的遺産を活用した，函館らしい景観が保全・強調されている。
・　地域交流まちづくりセンターや函館アリーナなどの景観に配慮した公共施設の整備により，市民が集える新たな拠点が創出され，函館らしさが強調されている。
・　緑化や電線地中化などの景観に配慮した道路空間の整備は，一部の主要道路に留まっている。

２　「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」について

・　函館山緑地の整備による眺望点の高質化のほか，親水プロムナードの整備や，青函連絡船記念館摩周丸の保存などにより，市民や観光客が親しむ眺望点が整備され，都市景観上の特徴が保全・活用されている。
・　伝統的建造物群保存地区や特別史跡五稜郭跡の保存・育成を進め，ランドマークとしての函館らしさを表現する顔づくりがされている。

・　景観条例に基づく誘導基準の設定などによって，眺望対象が保全されている。
・　交通結節点の函館駅前広場の整備や，景観に調和した案内標識の整備などを進め，観光都市としてふさわしい環境が創出されている。
・　河川の浄化対策や下水道施設の整備促進などのほか，町会，ボランティア団体等による海岸・河川の清掃活動や環境に関する教室の実施などにより，水辺空間の環境が保全されている。
・　良好な眺望点の育成が充分ではないため，新たな眺望点の創出とともに，周辺環境の整備を進める必要がある。
・　夜間景観の新たな視点場の開発が遅れているとともに，函館山からの夜景についても改善の必要性があることから，魅力ある景観づくりの対策が必要である。
・　都市景観形成地域を除く市域において，建築物等の除却に係る届出時の適合判断が形骸化しているため，届出を不要とするなど，検討する必要がある。
・　平成１６年の合併前に策定された計画のため，戸井・恵山など東部地区に関する景観についての調査はされておらず，将来的な姿もイメージされていない。
・　西部地区の坂道などの道路整備は進んでいるものの，いまだに高質化が未実施の道路が残っている。
・　拠点景観の整備が，西部地区や函館駅前・大門地区などの一部地域に偏在しており，充分となっていない。

３　「豊かな都市環境の実現」について

・　緑の島や国際水産・海洋総合研究センターの整備などにより，うるおいのある環境が整った。
・　地区計画制度の導入により，地区特性に応じた市街地の形成が図られた。
・　各公園の整備などのほか，市民と一体となった緑化活動により，緑豊かなゆとりある住宅地やコミュニティが形成されている。
・　案内サインの計画的整備を行うとともに，高質なデザインの市電停留場を整備するなど，わかりやすい道路空間が創出されている。
・　地域の景観にあったパブリックアートの設置などによる歩行者空間の演出により，沿道の都市景観が活性化されている。
・　景観条例や屋外広告物条例に基づく景観誘導を行い，統一感や一体感の形成とともに，周辺環境とも調和した景観が創出されている。
・　特徴ある魅力的な景観のもとで行われる各種イベントの開催支援により，景観に対する市民意識が啓発されている。
・　都市景観賞を実施し，都市景観に配慮した優れた建築物や，よりよい景観づくりのための活動をしている団体・個人を表彰することで，市民意識の啓発が図られている。
・　市民活動団体や町会等による景観活動や公共の場の清掃活動を促進し，市民の景観や環境に対する意識の高揚が図られている。
・　パンフレット等による歴史的建造物の周知のほか，開港５都市景観まちづくり会議の開催や都市景観に関連する市民参加行事・教育活動を実施し，景観に対する市民理

解が深まっている。

- 街路灯やストリートファニチャーの老朽化により，沿道景観に悪影響を与えている道路があるため，改善が必要である。
- 親水空間の整備促進や水と緑のネットワーク化について検討する必要がある。
- 緑化による修景が充分ではない施設について，方策を検討する必要がある。
- 住宅地での生垣や前庭部の植栽などの身近な環境での緑化が充分でない地域があるため，景観協定や緑地協定の促進について検討する必要がある。
- 景観条例に基づく建築物の誘導や，屋外広告物条例による規制が充分ではない地域について，規制強化の検討が必要である。
- 都市景観形成地域は有効な景観形成基準を有し誘導を行っているが，他の市域では基準の表現が不明確のため誘導性が乏しい。
- 「公共空間のあり方についての指針」の制定から時間が経過し，内容の更新や推進システムの再構築が必要となっている。
- 景観アドバイス制度の効果的な運用について，さらに検討する必要がある。
- 都市景観賞の実施時期の見直しや賞の細分化，景観賞フォーラムの開催など効果的な実施方法を検討する必要がある。

第４章　検証結果

第１節　検証結果のまとめ

「都市景観形成地域景観形成計画」および「函館市都市景観形成基本計画」で定めた方針等を整理し，これまで実施してきた景観施策を検証してきたが，以下のとおり検証結果をまとめる。

また，第１章の現況の整理から表出された課題や，両計画にも関わり分類が困難な項目については，「その他の課題」として整理した。

1　都市景観形成地域景観形成計画の検証結果

（１）　「歴史的環境の保全」上の課題

・　歴史的な町並みを構成している歴史的建造物については，景観上重要な建築物等を指定し，外観修理などに対し支援するなどの取組を行ったことにより，歴史的環境が保全されているが，歴史的建造物への補助制度が構造・用途・面積などの区分がなく，補助金額の上限が一律であることや，景観登録建築物に対する支援が無いなど，実態と乖離し不足している部分もあることから，これまでの実績や所有者からの要望，保全調査の結果を踏まえて，制度の見直しを検討する必要がある。

・　歴史的な外観に復原されていない伝統的建造物があることから，その対策を検討していく必要があるとともに，景観登録建築物が 10 件の登録に留まっていることから，さらなる物件の登録を推進していく必要がある。

・　歴史的建造物の再利用を含め，歴史的環境を生かした新たな町並み環境も創出されているが，旧ロシア領事館など利活用されていない歴史的建造物が，残っているなど，それらの活用策の検討が必要であることや，伝統的建造物群保存地区の町並みとしての連続性がやや乏しいことから，新築や改修による修景を促進する必要がある。また，誘導基準に適合していない屋外広告物が掲出されており，その対策が必要である。

・　景観条例を制定し，高さや形状などの町並みの規制や誘導を行ったことにより，高層建築物の建設や地域に馴染まない建物の建築が抑制され，歴史的な町並みの保全に繋がったが，一方で，景観形成基準を定めたものの，一般的な住宅と同様の外観を有する住宅が建築されていることから，誘導策の検討が必要である。

（２）　「居住環境の質的向上」上の課題

・　街路整備や公園・下水道などの公共施設を整備したことによって，居住環境の向上が図られたが，地域の居住人口が減少したため，コミュニティの維持が困難となり地域の活力が低下している状況にあることから，空家・空地の利活用の促進と併せて，未接道敷地や狭小宅地の解消，共同建て替えや多世代居住の推進などを進め，質の高い居住環境を推進する施策が必要である。

・　石畳舗装や電線の地中化などの街路整備や港湾・公園などの公共施設の整備により魅力的な町並みが形成されたが，高質化や植栽整備は主要な街路に留まっており地域全体に広がりが無いことや，生活道路や坂道など，より安全に利用できる魅力的な空間にするためのバリアフリー化や憩いの場としての整備が進んでいないことから，その対策について検討する必要がある。

（３）　「魅力ある環境の創出」上の課題

・　歴史的建造物へのライトアップや街路照明等の一体的な整備により，夜間景観の魅力も高まり，観光客が増加するなど一定の効果が見られているが，照明灯やストリートファニチャーの老朽化のほか，道路の破損や石垣などの改修が進んでいないことから，適切な維持修繕を図る必要がある。

・　函館山や緑の島など，良好な眺望景観を有する視点場が整備されたが，まだ未整備となっている箇所も残っていることから，その整備を進めていく必要がある。

・　地域交流まちづくりセンターの改修整備など，地域のシンボルとなる新たな公共施設が整備されたが，民間による新たなランドマーク形成が乏しいことから，投資意欲につながる対策が必要である。

・　魅力ある環境をさらに創出するため，景観形成住宅等建築奨励金制度の活用促進のほか，商業施設や商店街に対する景観誘導策が必要である。

・　伝統的建造物群保存地区内に複数の駐車場が整備されたことで，歴史的な町並みの連続性を阻害していることから，地区周辺での拠点となる駐車場整備について検討する必要がある。

・　西部地区に居住するための取組が不足していることから，地区の魅力を発信することや，地域の活性化に対する取組が必要である。

2　函館市都市景観形成基本計画の検証結果

（1）　「函館らしさの保全・強調」上の課題

・　函館圏域の外縁を形成する丘陵・山岳部，扇状に展開する平野部，その突端に位置する函館山，それらを包み込む海洋部，このような都市の構成・輪郭を保全し，強調していくことに対しては，それぞれの自然環境への保全に向けた取組や，ウォーターフロントをはじめとする港湾整備などにより，総じて地勢の保全や強調が図られたものの，平野部の６放射４環状線など「軸の景観」については，沿道空間の特性を生かしきれておらず，充分に魅力あるものとはなっていないため，引き続き，都市の骨格を形成する軸として，沿道空間と一体となった道路空間を創出していくことを中心に，地勢に係る保全や強調をしていく必要がある。

・　港湾都市，諸外国文化の流入をみたまち，維新動乱の最後のドラマが演じられたまち，北海道開拓の玄関口，北洋漁業の基地など，函館の成り立ちを表現している景観を保全し，強調していくことに対しては，西部地区の歴史的景観の保全をはじめ，特別史跡五稜郭跡の保存・整備や臨港地区の整備などによって，総じて景観の保全や向上が図られたものの，都心部の函館駅前地区は函館らしさを生かした顔づくりが充分でないため，若松地区の大型旅客船ふ頭の整備と併せて，函館駅前・大門地区の函館らしさを生かした顔づくりを進めていく必要がある。

（2）　「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」上の課題

・　函館山山頂の保全・整備や建築物のライトアップによる夜間照明の効果的な演出により，眺望点や夜景の魅力の充実が図られたほか，西部地区の歴史的景観の保全や特別史跡五稜郭跡の保存・整備，ウォーターフロント地区の景観整備により，観光資源として高い価値を付加することができたものの，新たな眺望点の整備が進められていないことから，その創出とともに，既存の良好な眺望点の周辺整備や夜間景観の改善を進めていく必要がある。

・　西部地区や函館駅前・大門地区以外の拠点景観の整備・育成を展開するほか，平成１６年に合併した東部４地域の景観上の特徴を把握し，良好な景観形成に向けた取組を進めていく必要がある。

・　景観条例に基づく建築物の誘導や，屋外広告物条例による規制により，主に西部地区では良好な景観形成が図られてきたが，誘導・規制が充分に機能していない地域について，さらなる対策が必要である。

（３）　「豊かな都市環境の実現」上の課題

・　豊かな都市環境の実現に向け，公園・緑地の整備や，街路整備に併せた植栽により，緑の増加が図られたほか，港湾や河川整備などによって，水を生かした都市環境が創出されたものの，いずれもネットワーク化にまでは至っていないことから，緑や水のネットワークを形成し，豊かな都市環境を創出していく必要がある。

・　住宅地については，地区計画制度の導入により地域特性に応じた市街地の形成が図られたものの，景観協定や緑地協定などに係る取組が不足しているため，これらを促進していくほか，商業地や工業地については，環境改善が必要とされている地域があるため，商業地にあっては統一感と一体感のある都市空間を創出し，工業地にあっては周辺環境に配慮した誘導方策を定めていく必要がある。

・　景観アドバイス制度の実施により，建築計画段階から景観形成に係る一定の誘導を行ってきたが，アドバイスが反映されない事例もあり，効果的な運用を検討する必要がある。

・　都市景観の形成のためにも重要な道路，公園，学校などの公共空間の計画指針と設計技法を整理した「公共空間のあり方についての指針」は，平成８年度に策定されてから時間が経過しているため，内容の更新や推進システムの再構築を進める必要がある。

・　都市景観賞を実施し，良好な景観づくりに対する顕彰を行ってきたことにより，市民意識の醸成が図られたが，より効果的に促進するため，実施時期の見直しや賞の細分化，景観賞フォーラムの開催など効果的な実施方法を検討する必要がある。

３　その他の課題

（１）　空家・空地対策

・　西部・中央部地区は他の地域に比べ空家が多く，居住環境の悪化や地域の魅力の低下に繋がっていることから，老朽化している空家の解体促進や，空家・空地の利活用を促進する必要がある。

・　空家となっている店舗や住宅のリノベーションに対する支援など，空家の利活用に対する施策が必要である。

（２）　市民参加

・　市民参加の取組がまだ少ないので，景観に関するイベントやワークショップを開催するなど，市民協働による景観づくりを進めていくことが必要である。

・　景観形成市民団体の活動に対する助成が過去２件と低調であることから，その促進策について検討する必要がある。

（３）　歴史的建造物の保全・継承

・　歴史的建造物の所有者の高齢化に伴い，適正に継承していくための後継者対策が課題となっている。

・　都市景観形成地域以外の歴史的な建造物は，保全のための支援策がない状態となっている。

・　保存すべき範囲が明確でない歴史的建造物については，範囲を明確にするための調査を進める必要がある。

・　歴史的建造物の保全，再生を行うことのできる技術者が少なくなっていることから，その継承のための人材育成が必要である。

・　歴史的建造物の継承・活用に向け，景観整備機構と協働事業の検討を進める必要がある。

（４）　都市景観審議会について

・　諮問事項以外であっても，景観に関連する事項については積極的に情報提供を行い意見を聴取するなど，審議会の活性化を促進する必要がある。

（５）　市民アンケート結果に基づく課題

・　現在の町並みに対する評価が低く，今後の整備が望まれている函館駅前・大門地区周辺について，優先的に対策を検討する必要がある。

・　景観行政への認知度が低くなっていることから，ＰＲ等の広報活動の充実など，認知度を高める施策が必要である。

・　東部地区は現在の景観に対する評価が低いことから，今後の景観向上の方策について，検討する必要がある。

第２節　今後の景観づくりの方向性

これまでの検証結果を踏まえ，今後の景観づくりの方向性として，以下の事項について検討を進める。

１　建築物等の景観誘導

（１）　歴史的建造物の保全・継承

・　歴史的建造物の老朽度などの調査を基に，既存の支援制度の問題点を整理し，建物の構造，規模に応じた補助制度とするなど，歴史的建造物の保全・継承のための効果的な支援策を進める。

・　伝統的建造物，景観形成指定建築物等および景観登録建築物の候補となっている建築物の所有者等に対し，指定等に向けた働きかけをさらに進める。

・　景観登録建築物は，保全・継承のための補助制度がないことから，必要な支援策を講じる。

・　伝統的建造物群保存地区内の環境物件については，所有者に対して，定期的に保存のための周知や助言を行う等，必要な支援策を講じる。

（２）　一般の建築物等の景観誘導

・　西部地区をはじめ，函館駅前・大門地区や本町・五稜郭地区など，地域毎の特性に応じた効果的な景観誘導が行えるよう，景観形成の方針や誘導基準の詳細化を進めるとともに，都市景観形成地域の新規指定や区域の改変などの必要性を調査する。

・　景観形成住宅等建築奨励金制度は，利用件数が少ないことから，配慮基準の見直しなど，利用促進に向けた効果的な改善策を講じる。

・　「公共空間のあり方についての指針」は，より効果的な指針となるよう，実績等を基に見直しを進める。

・　都市景観形成地域以外に存する貴重な建築物等を保全するための施策を講じる。

（３）　屋外広告物の規制誘導

・　屋外広告物の誘導や規制が充分に機能していない地域や種類の対策を進める。

２　居住環境の向上

（１）　住環境の整備

・　人口減少が著しい西部地区の未接道敷地や狭小宅地を解消するとともに，歴史や文化などの地区特有の価値を踏まえて，安全で快適な住環境を整備し居住促進を行う。

（２）　空家・空地対策

・　老朽化している空家の解体促進や，歴史的建造物以外の一般の建物に対するリノベーションに対する支援など，空家・空地を利活用するための施策を進める。

3　眺望景観の保全・整備

（１）　視点場の整備

・　良好な眺望景観を有する場所を選定し，新たな視点場を創出する。

・　未整備となっている視点場の周辺環境整備を進める。

（２）　夜間景観の魅力向上

・　函館山からの夜景をはじめとする夜間景観の魅力向上に資する施策を進める。

・　商業地や港湾地などの地域特性に応じた魅力ある夜間景観を形成するための施策を講じる。

4　専門家等との連携と人材育成

（１）　景観アドバイス制度の効果的運用

・　景観の専門家による，景観アドバイス制度の効果・実績等をさらに検証し，より効果的なアドバイスとなるよう制度の見直しを行う。

（２）　人材育成

・　歴史的建造物を保全・継承していくため，伝統的な建築技術を継承する技術者の人材育成を進める。

・　建築や土木などの専門技術者のほか，学生を含む市民に対する景観教育の充実により，景観保全活動の担い手を育成する。

5　市民による景観づくり

（１）　景観のルールづくりの促進

・　地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりや運用を支援し，景観協定制度の利用を促進する。

（２）　市民参加による景観意識の啓発

・　市民活動団体や町内会，専門家，行政などが連携し，景観を考えるワークショップや景観の取組を紹介するフォーラム，景観まちづくりのイベントなど開催し，市民参加を促進する。

・　都市景観賞の効果的な実施のため，実施時期の見直しや賞の細分化，景観賞フォーラムの開催などを行う。

６　社会情勢等に応じた景観施策の展開

（１）　景観関連計画の見直し

・　社会情勢の変化への対応や合併した東部地区に対する景観施策の展開のため，景観関連計画の見直しを行う。

・　函館の歴史・文化を将来に継承するとともに，新たな都市景観形成を進めていくため，景観やまちづくりに関する将来ビジョンを市民と共に創り上げ，運営していく仕組みを構築する。

（２）　組織体制

・　都市景観審議会との幅広い議論を展開するため，積極的な情報共有を進める。

・　歴史的建造物の保全・継承などについて，景観整備機構と連携した取組を強化する。

・　都市景観や公共空間を戦略的・総合的に計画し，運用するための組織体制や連携関係を再構築する。

参考

函館市都市景観審議会開催経過

H28.07.01 平成 28 年度 第１回	・景観行政の検証作業について説明
H29.02.15 平成 28 年度 第２回	・検証報告書（素案）を示し意見聴取
H29.07.27 平成 29 年度 第１回	・検証報告書（素案）を示し意見聴取
H29.10.26 平成 29 年度 第２回	・検証報告書（案）を示し意見聴取

函館市都市景観審議会委員

敬称略

	平成２８年度	平成２９年度
学識経験のある者	◎ 岩田　州夫 公立はこだて未来大学（名誉教授）	◎ 岡本　誠 公立はこだて未来大学（教授）
	○ 岡本　誠 公立はこだて未来大学（教授）	○ 山内　一男 北海道建築士会函館支部（支部長）
	山内　一男 北海道建築士会函館支部（支部長）	根本　直樹 北海道教育大学（教授）
	根本　直樹 北海道教育大学（教授）	池ノ上　真一 北海道教育大学（准教授）
	奥平　理 函館工業高等専門学校（教授）	奥平　理 函館工業高等専門学校（教授）
	鳥飼　やよい ロシア極東連邦総合大学（准教授）	菊池　幸恵 函館工業高等専門学校（准教授）
	髙田　傑 元東京芸術大学（助教）	髙田　傑 元東京芸術大学（助教）
各種団体の役員	小林　敏夫 函館市伝統的建造物群保存会（会長）	石﨑　理 函館市伝統的建造物群保存会（副会長）
	対馬　誠 函館の歴史的風土を守る会（運営委員）	対馬　誠 函館の歴史的風土を守る会（運営委員）
	岩﨑　美乃 北海道建築士会函館支部（女性委員会委員）	金山　仁志 はこだて街なかプロジェクト（理事）
	福嶋　聖 函館屋外広告業協同組合（理事長）	福嶋　聖 函館屋外広告業協同組合（理事長）
	俵　祐二 函館市文化団体協議会（広報委員長）	犬石　道正 元町町会（副会長）
	西村　有人 函館国際観光ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ協会（総務広報委員会副委員長）	西村　有人 函館国際観光ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ協会（総務広報委員会副委員長）
一般公募	沖崎　剛	沖崎　剛
	小森谷　多絵子	高田　鮎子

（◎は会長，○は副会長）

報告書における［実施内容］は，昭和 63 年度から平成 28 年度までに行われた主なものを記載しています。
なお，実施した年度表記については，下記のとおりとしています。

（H○○）	表記の年度に単年度で行われたもの
（H○○～）	表記の年度から複数年度行われ，今後も実施するもの
（H○○～H○○）	表記の年度間で複数年度行われたもの
（～H○○）	昭和６２年度以前から始まり，表記の年度までに終了したもの
（随時）	昭和６２年度以前から複数年度行われ，今後も実施するもの

函館市の景観行政検証報告書

平成 30 年 2 月

函館市都市建設部まちづくり景観課
〒040-8666　函館市東雲町４番１３号
Tel（0138）21-3388　Fax（0138）27-3778
E-mail　keikan@city.hakodate.hokkaido.jp